

世界遺産  
「紀伊山地の霊場と参詣道」

奈良県保存管理計画

(分冊 2)

平成17年度  
奈良県



# 目 次

第Ⅰ章 沿革と目的	1
1 沿革	1
2 目的	3
3 委員会の設置	5
第Ⅱ章 構成資産の概要	8
1 歴史的環境	8
2 自然的環境	9
3 人文的環境	10
4 世界遺産条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況	10
第Ⅲ章 保存・管理	12
1 基本方針	12
2 構成資産及びその周辺環境の諸要素の特定	12
3 構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素ごとの保存管理の方法	25
4 史跡等の現状変更等の取扱方針及び基準	27
5 管理及び復旧	29
6 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素の法的取扱基準	29
第Ⅳ章 整備・活用	31
1 沿革	31
2 目的	31
3 基本方針	31
第Ⅴ章 運営体制	33
1 関係機関の連携	33
2 保存管理体制の整備	33
第Ⅵ章 今後の課題	35
1 学術調査と追加指定の必要性	35
2 便益施設と自然的・文化的景観との調和	35
3 保護意識の啓発	35
添付資料 1. 史跡等の指定地内における文化財保護法に基づく現状変更等の制限	36
添付資料 2. 紀伊山地の参詣道ルール	41
添付資料 3. 史跡等の保存管理基準表	42



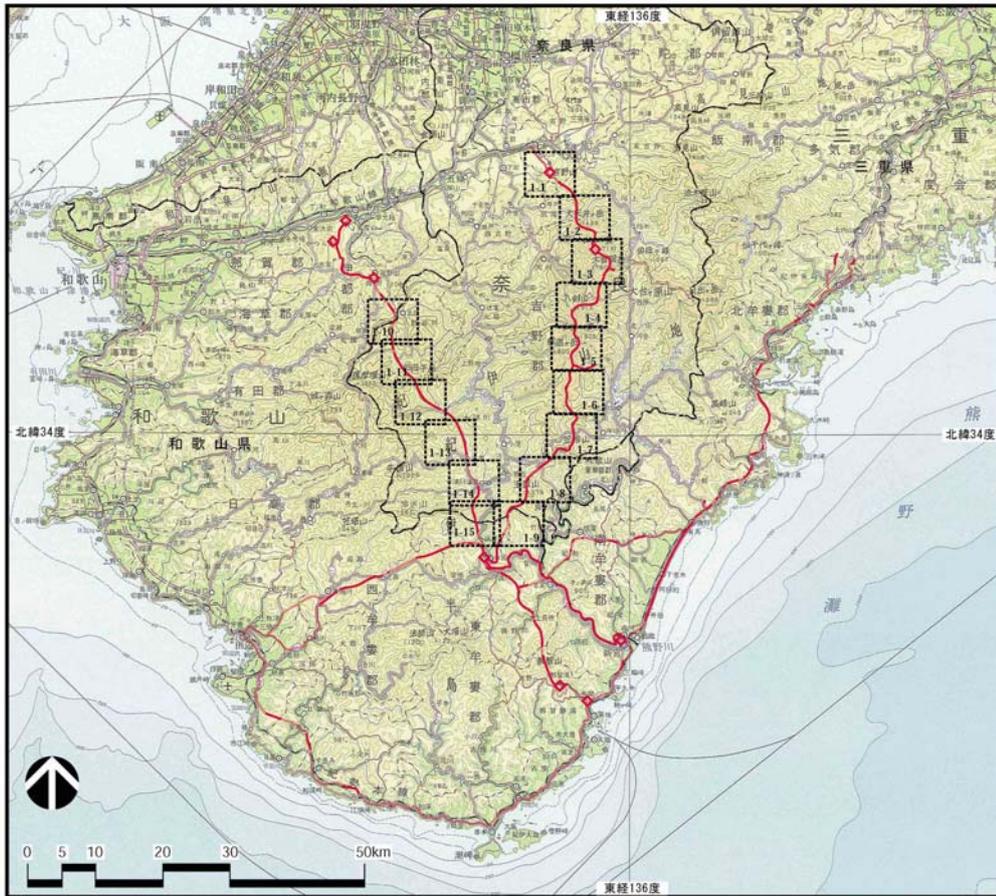


図 1

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲



注：緯度、経度は全て日本測地系にて表示

紀伊山地の霊場と参詣道

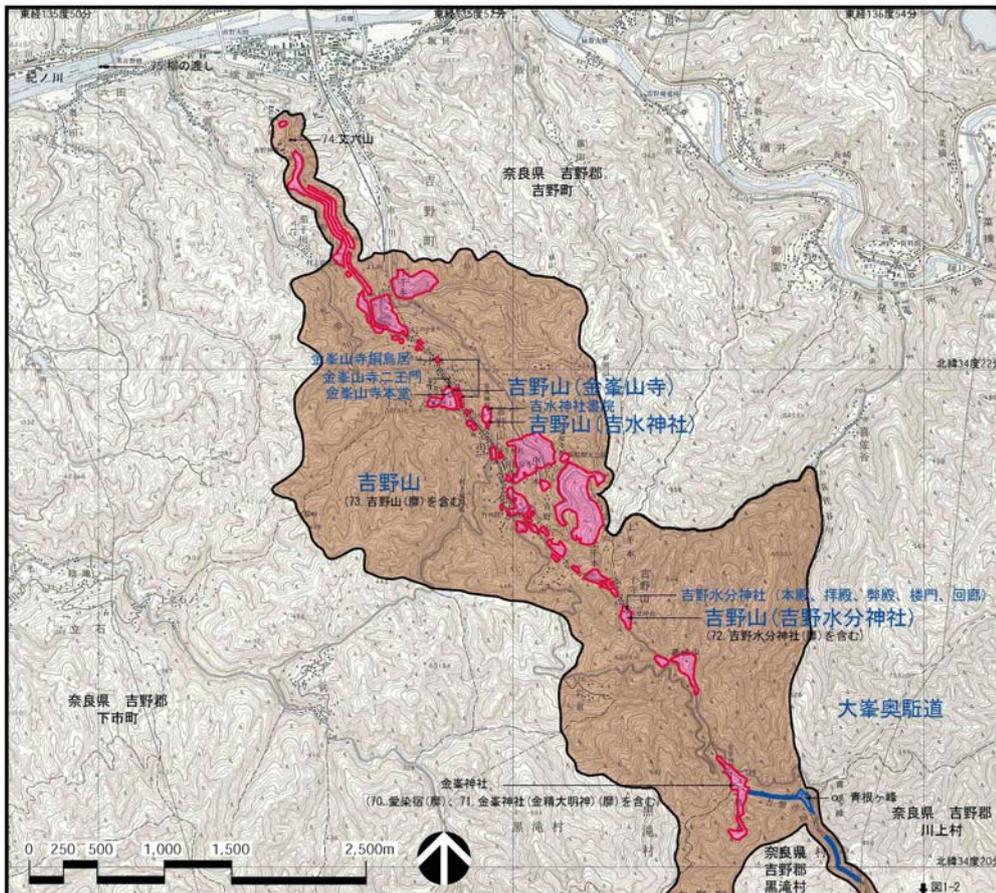
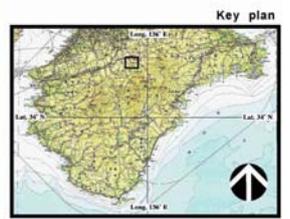


図 1-1

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

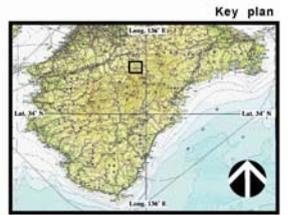


紀伊山地の霊場と参詣道



図1-2  
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

- 大峯奥駈道
- 構成資産である土地の範囲（登録資産）
- 緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

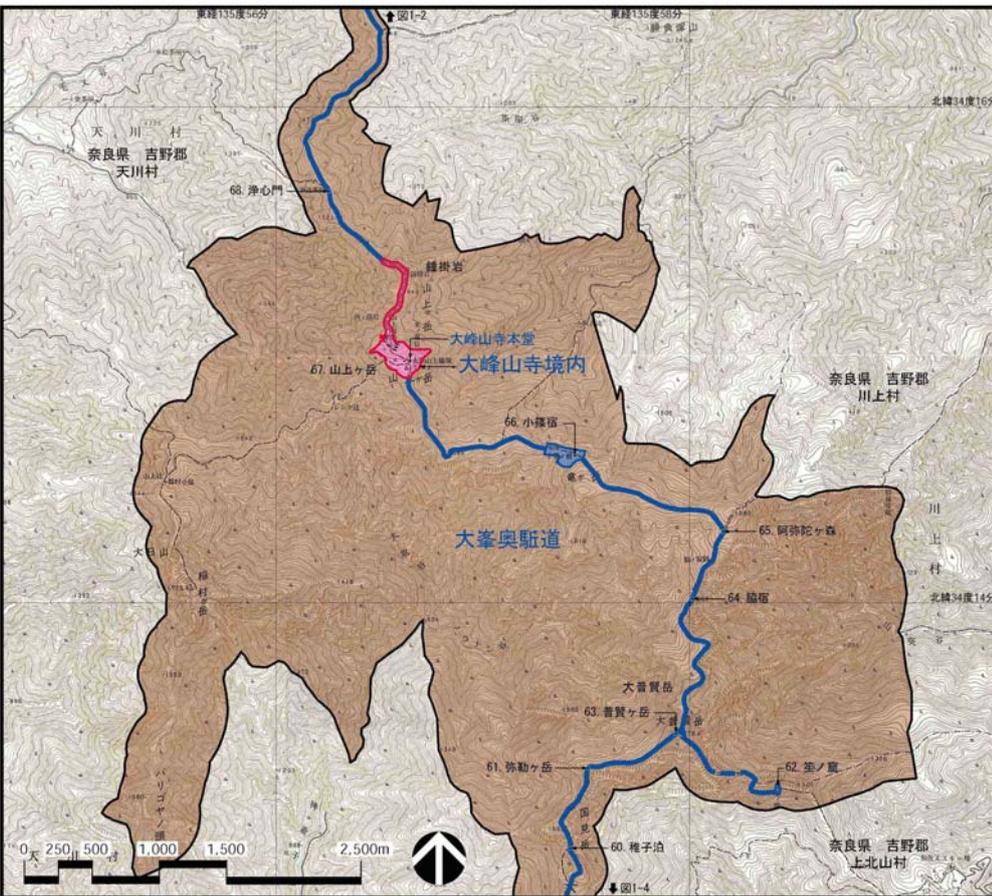
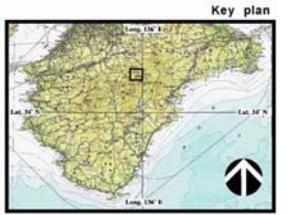


図1-3  
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

- 大峯奥駈道  
大峰山寺境内
- 構成資産である土地の範囲（登録資産）
- 緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道



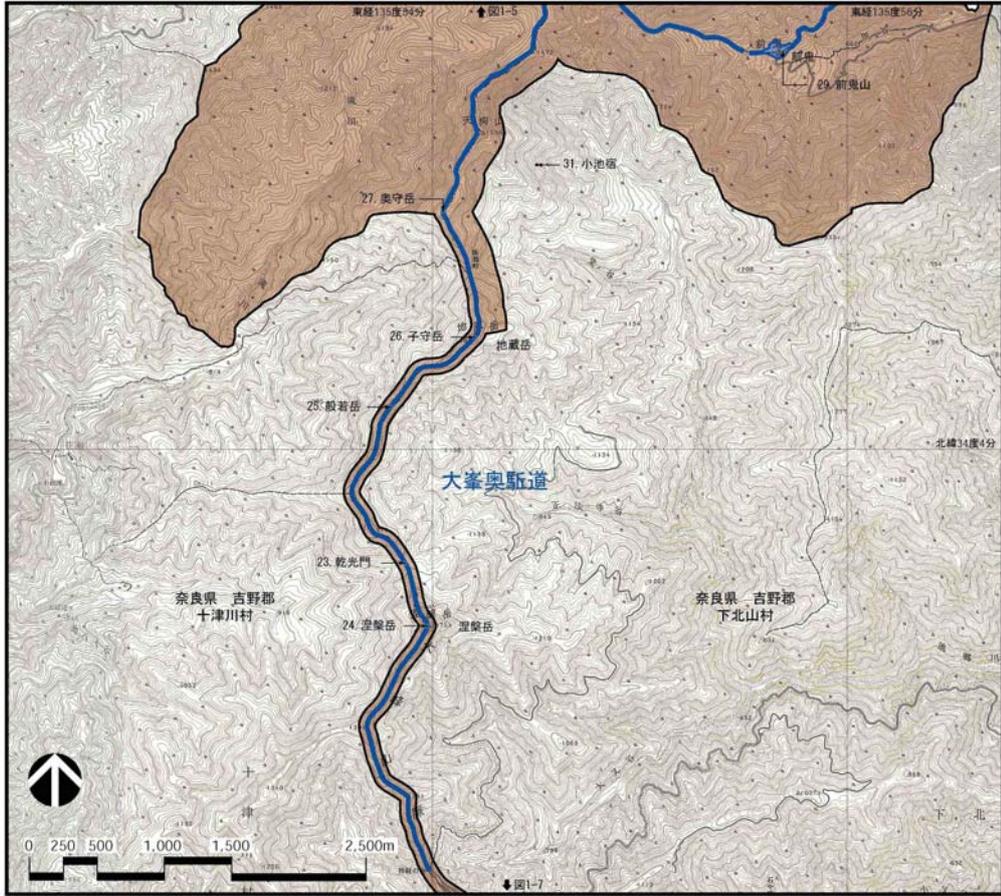


図 1-6  
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

- 大峯奥駈道
-  構成資産である土地の範囲（登録資産）
-  緩衝地帯

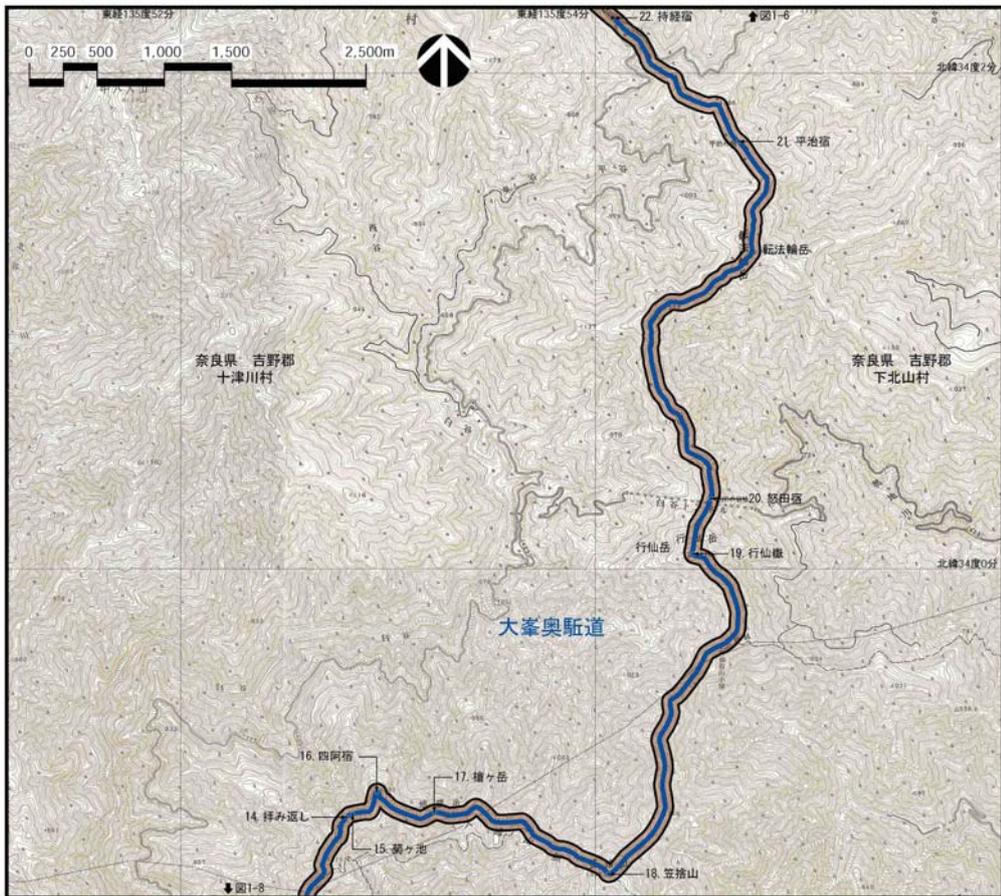
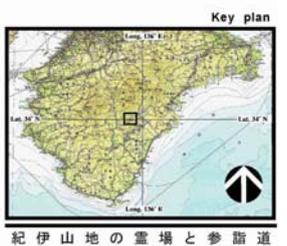


図 1-7  
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

- 大峯奥駈道
-  構成資産である土地の範囲（登録資産）
-  緩衝地帯



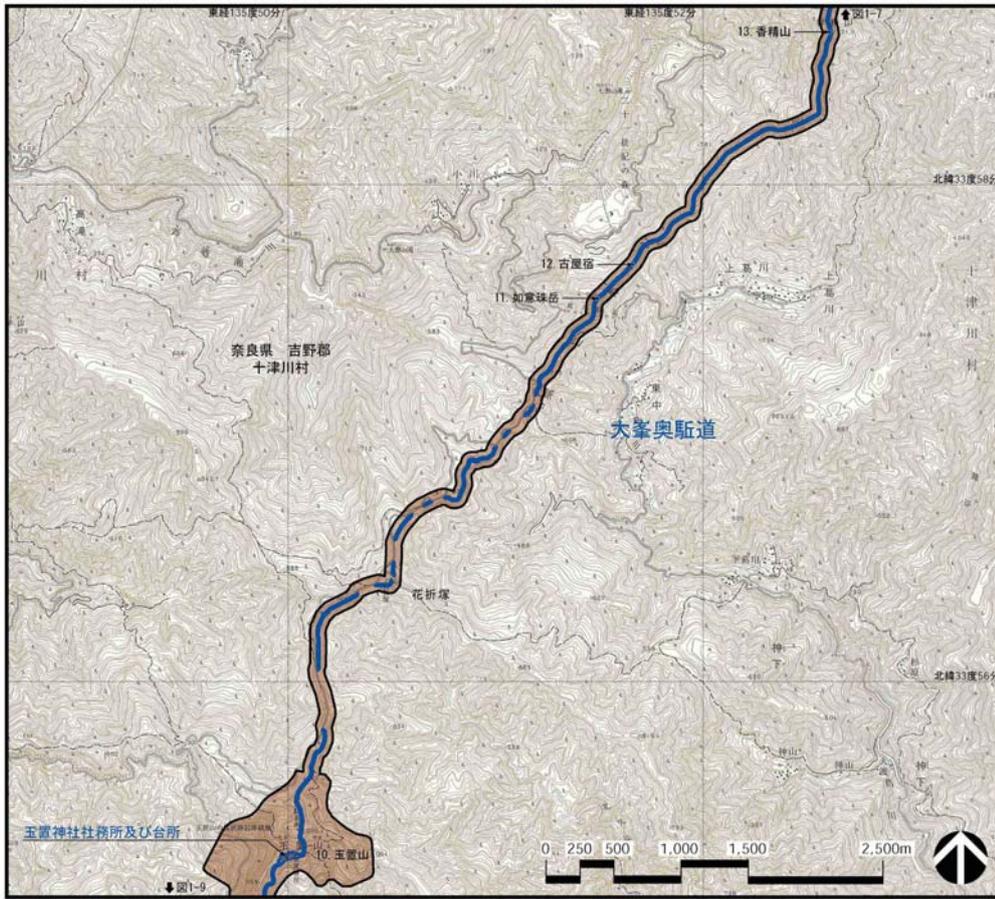
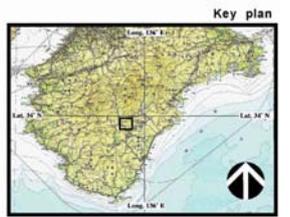


図 1-8  
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の  
構成資産である土地（史跡等の指定地）  
の範囲

- 大峯奥駈道
- 構成資産である土地の範囲  
(登録資産)
- 緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

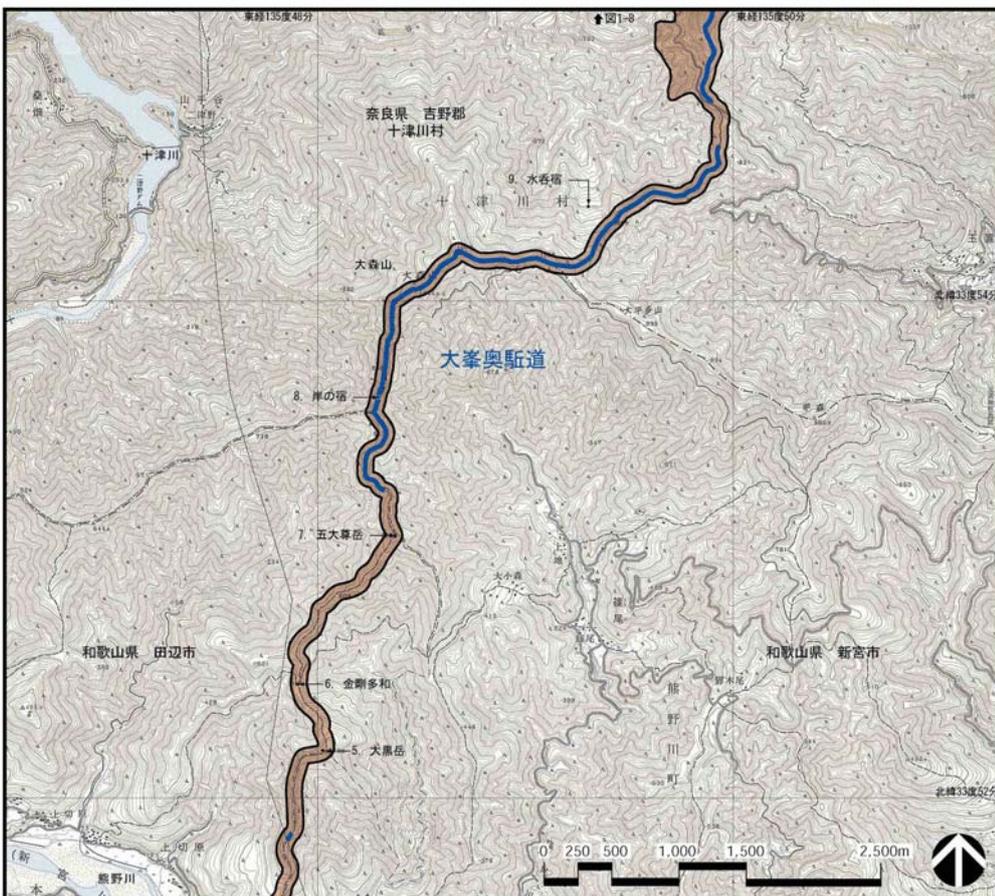
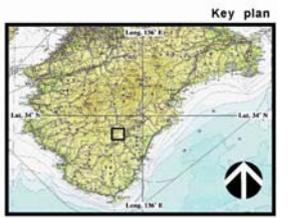


図 1-9  
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の  
構成資産である土地（史跡等の指定地）  
の範囲

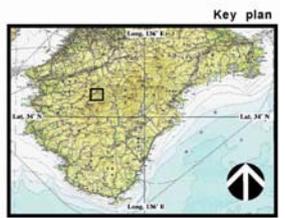
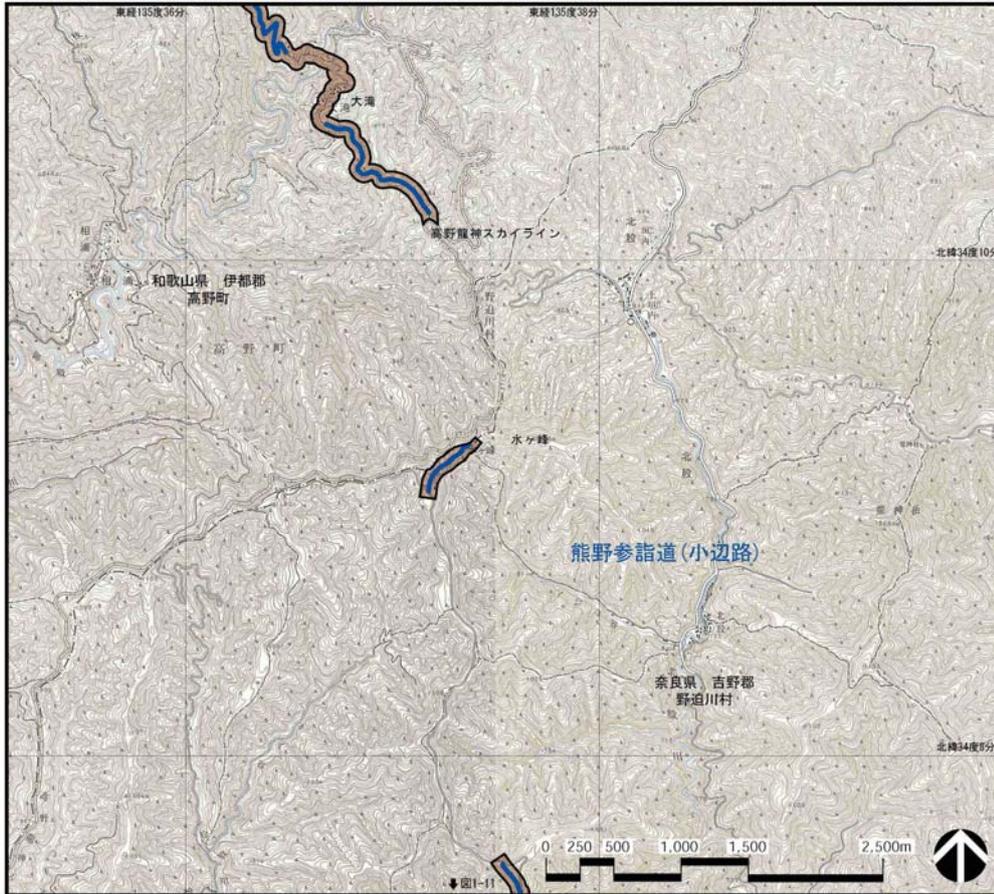
- 大峯奥駈道
- 構成資産である土地の範囲  
(登録資産)
- 緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1-10

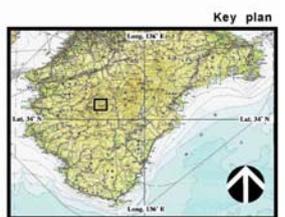
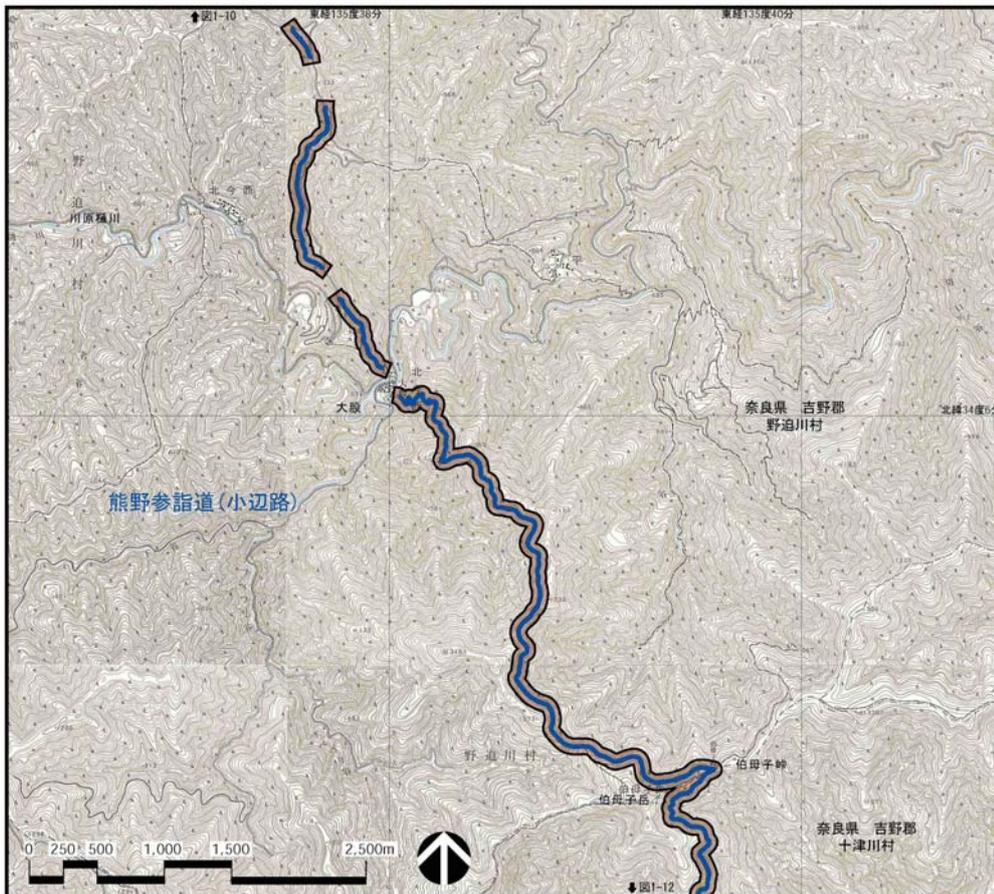
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

図 1-11

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲



紀伊山地の霊場と参詣道

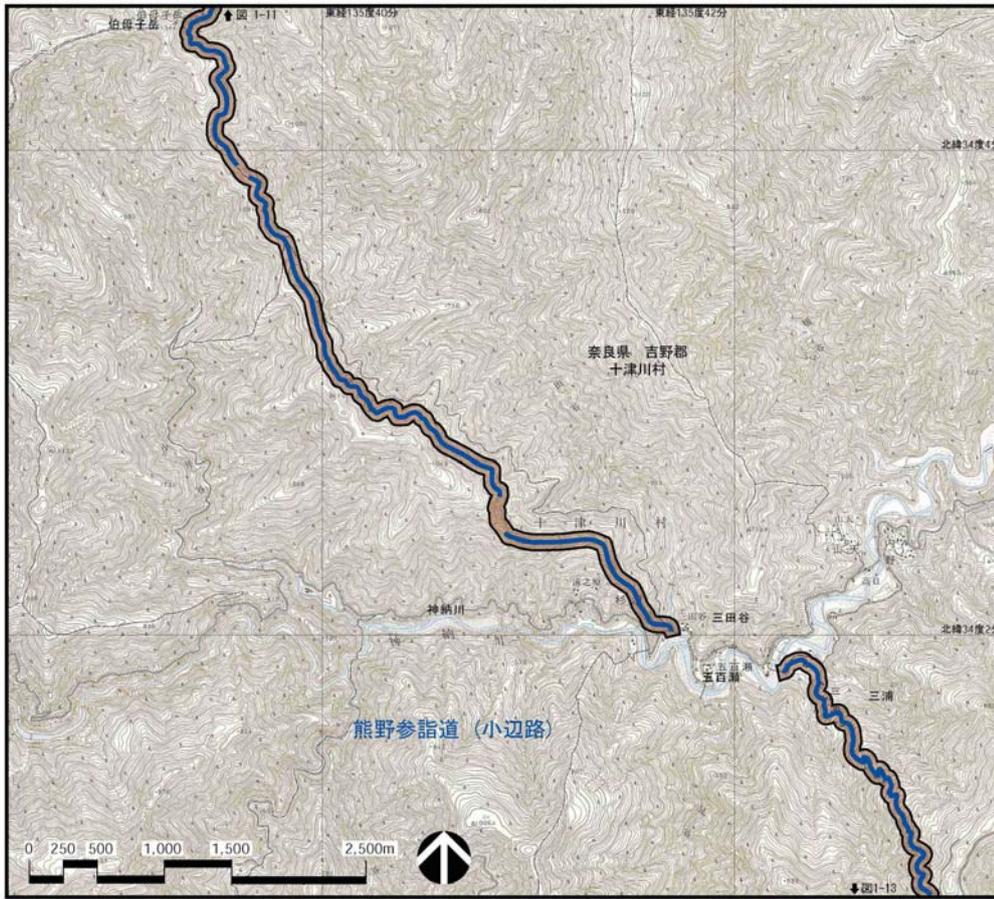


図 1-12

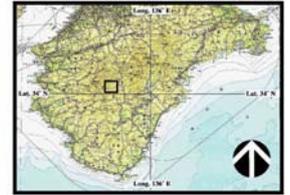
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

熊野参詣道 (小辺路)

構成資産である土地の範囲 (登録資産)

緩衝地帯

Key plan



紀伊山地の霊場と参詣道



図 1-13

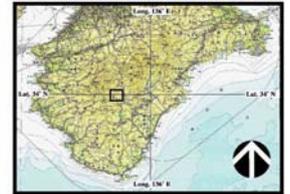
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

熊野参詣道 (小辺路)

構成資産である土地の範囲 (登録資産)

緩衝地帯

Key plan



紀伊山地の霊場と参詣道

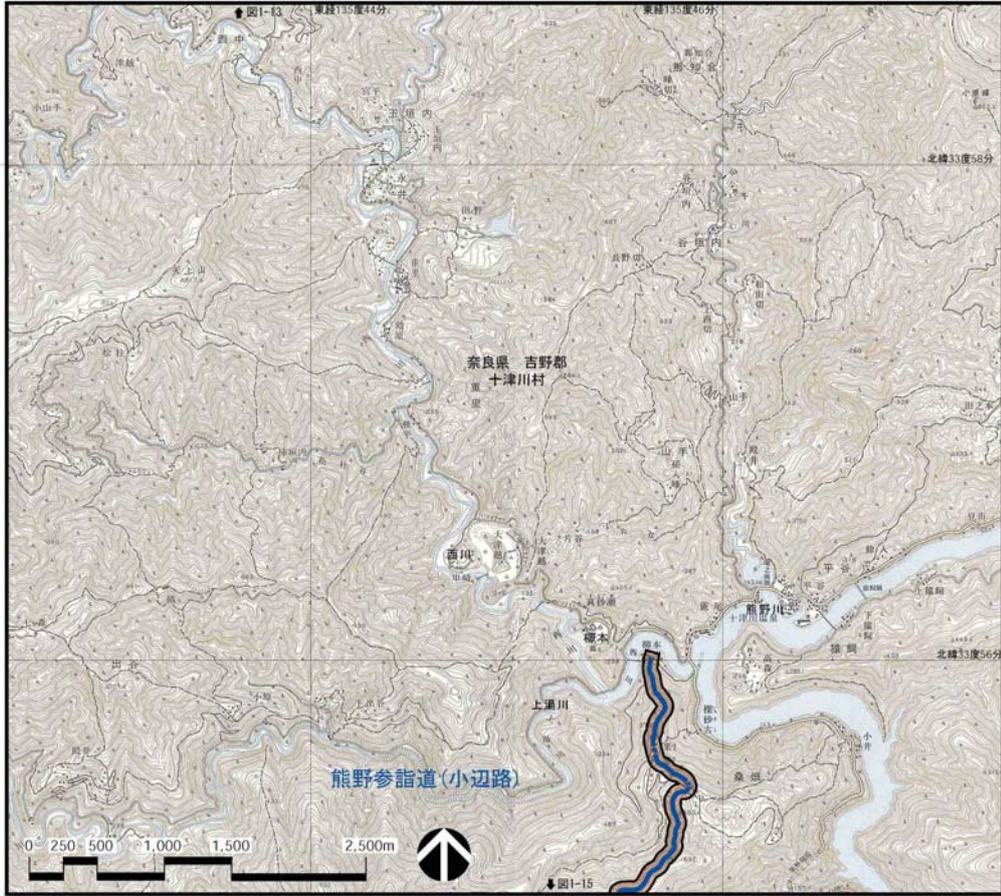


図 1-14  
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

- 熊野参詣道(小辺路)
- 構成資産である土地の範囲(登録資産)
- 緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

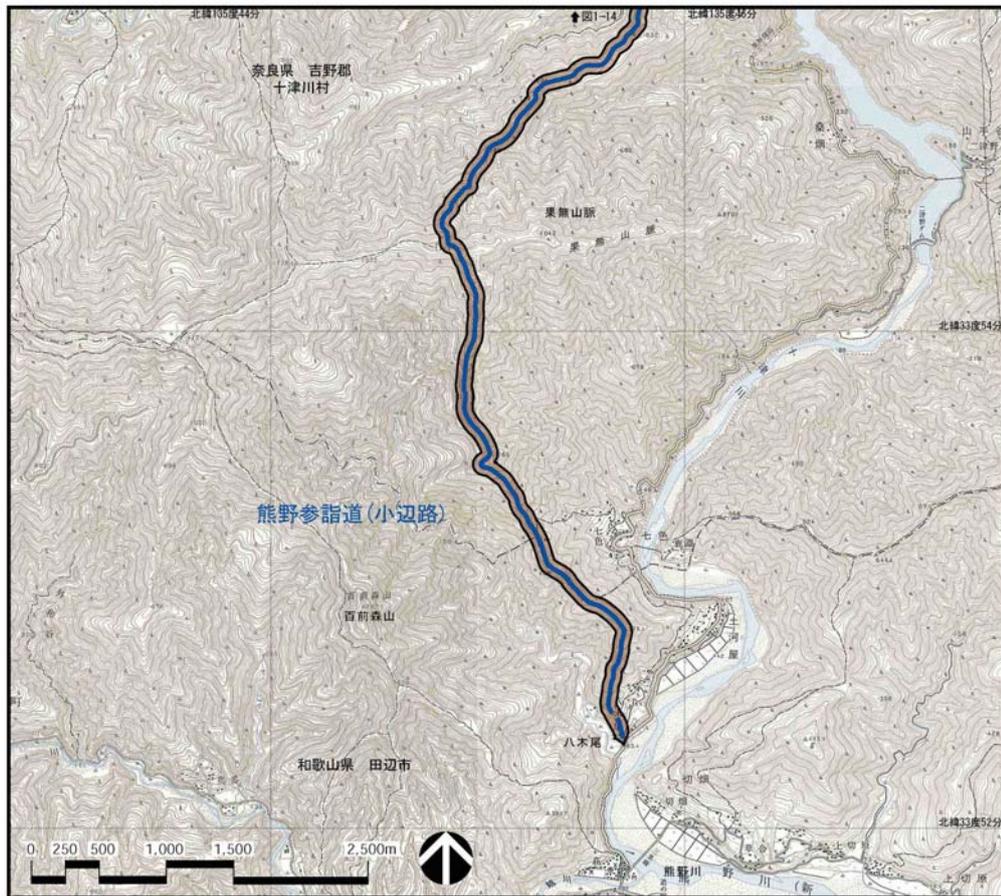
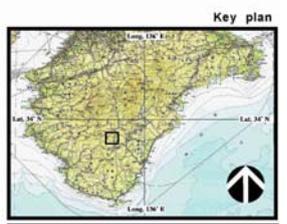


図 1-15  
世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である土地（史跡等の指定地）の範囲

- 熊野参詣道(小辺路)
- 構成資産である土地の範囲(登録資産)
- 緩衝地帯



紀伊山地の霊場と参詣道

# 第 I 章 沿革と目的

## 1 沿革

### (1) 指定に至る沿革

#### A 史跡

大峯奥駈道、熊野参詣道小辺路は、熊野参詣道中辺路・大辺路・伊勢路、高野山町石道とともに紀伊山地の霊場「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」への参詣道を形成している。

大峯奥駈道については、奈良県の吉野町、黒滝村、天川村、大塔村（現五條市）、十津川村、川上村、上北山村、下北山村、和歌山県の本宮町（現田辺市）、熊野川町（現新宮市）の3町7村に及ぶ全区間のうち、古道や重要な関連遺跡が残されている部分について、関係町村が文部科学大臣に対して史跡指定の申請を行った。

また、小辺路についても、奈良県の十津川村、野迫川村、和歌山県の高野町、本宮町（現田辺市）の2町2村に及ぶ全区間のうち、古道や重要な関連遺跡が残されている部分について、関係町村が文部科学大臣に対して史跡指定の申請を行った。

さらに、大峯奥駈道の途上に位置する大峰山寺境内についても、天川村が文部科学大臣に対して史跡指定の申請を行った。

これらの申請を受けて、文部科学大臣から文化審議会文化財部会に対して史跡の指定について諮問が行われ、平成14年（2002）11月15日に指定の答申を経て、同年12月19日付け官報告示により指定が完了した。

吉野山については古く大正13年（1924）12月9日に、シロヤマザクラの叢生する地域を中心として史跡及び名勝に指定されているほか、仏経岳原始林については大正11年（1922）10月12日に天然記念物に、オオヤマレンゲ自生地については昭和3年（1928）2月7日に天然記念物にそれぞれ指定されている。

#### B 重要文化財

史跡及び名勝吉野山の指定地には、昭和28年（1953）11月14日に国宝に指定された金峯山寺本堂及び二王門のほか、明治34年（1901）3月27日に吉野水分神社（本殿・拝殿・幣殿・楼門・回廊）が、大正4年（1915）3月26日には吉水神社書院が、昭和17年（1942）12月22日には金峯山寺銅鳥居が重要文化財として指定されている。

史跡大峯奥駈道の指定地には、昭和63年（1988）1月13日に重要文化財に指定された玉置神社社務所及び台所が所在し、史跡大峰山寺境内の指定地には昭和48年（1973）6月2日に重要文化財に指定された大峰山寺本堂が所在する。

### (2) 保存管理計画策定の沿革

#### A 史跡指定に伴う保存管理計画の策定の必要性

史跡大峯奥駈道・史跡熊野参詣道 小辺路・史跡大峰山寺境内の指定に伴い、史跡等の構成要素を適切に保存・管理するために、それぞれの保存管理計画を策定することが必要となった。

これに伴い奈良県は、平成14年（2002）4月にその価値評価及び保存管理の在り方を検討するために「保存管理計画策定委員会」を設け、同委員会及び文化庁の指導・助言の下に同年7月、関係する個別の史跡等を対象として保存管理計画を策定した。

この保存管理計画は、奈良県内に所在する世界遺産の構成資産を対象とする本保存管理計画の母胎となるものであり、構成資産である各史跡等の管理団体（奈良県・市町村）が個々の史跡の保存管理計画を定める上での指針となるものであった。

## **B 世界遺産一覧表への登録・推薦に先立って行われた保存管理計画の策定の経過**

平成15年（2003）1月に、奈良県だけでなく三重県・和歌山県とともに、大峯奥駈道・熊野参詣道と、これに関係する社寺境内等を「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産一覧表への登録を推薦することとなった。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産一覧表への登録推薦に当たっては、世界遺産推薦書の作成に関して3県に及ぶ構成資産の全体を対象として価値評価を行うのみならず、保存管理の包括的な指針を定めることが求められた。このため、3県の教育委員会部局で構成する「世界遺産登録推進三県協議会」は『「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』を設置し、当該委員会による専門的な見地からの指導・助言の下に、平成15年（2003）1月10日に『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』を策定した。

## **C 世界遺産一覧表への登録後に行われた保存管理計画の見直しと再整理の経過**

平成16年（2004）7月7日に「紀伊山地の霊場と参詣道」は世界遺産一覧表に登録されたが、世界遺産委員会はその登録に際し、文化的景観の観点から保存管理の対象とすべき構成要素を再度特定し、その保存管理の方法と体制を明示するよう勧告を付した。この勧告を受けて、奈良県では個別史跡等の保存管理計画をまとめ、奈良県内に所在する世界遺産の構成資産の全体を対象として本保存管理計画を策定することとした。

本管理計画は、3県の協議機関である『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』の専門委員会である『「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』において、2005年10月4日に各県の世界遺産の構成資産の全体を対象とする保存管理計画が承認され、効力を発することとなった。

なお、本保存管理計画においては、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産のうち、特に土地に直接関連する史跡等を中心にそれらの本質的価値の保存管理の在り方について示すこととし、構成資産の土地（史跡等の指定地）に存在する重要文化財建造物の保存管理の在り方についても言及することとする。

## 2 目的

### (1) 保存管理計画策定の目的

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産について、その本質的価値を成す諸要素を明確にし、それらを後世に正しく伝え、適正に管理し、今後の適切な保存活用や景観保全等にも資するために、本保存管理計画の策定を行う。

なお、構成資産の範囲等については、前掲図1に示すとおりである。

### (2) 史跡等及び重要文化財の指定説明

#### ① 史跡 大峯奥駈道

大峰山脈の主稜線を通り、吉野と熊野の二大霊地を結ぶ約80kmの山岳道。急峻な山岳は我が国固有の信仰である修験道の最も重要な修行の場となっており、沿道には社寺境内以外にも、宿や靡と呼ばれる霊地が点在している。修験道の歴史を考える上で極めて重要。

なお、史跡大峯奥駈道の指定地には、重要文化財に指定されている玉置神社社務所及び台所が所在する。

<史跡の指定>

ア 名称	史跡 大峯奥駈道
イ 指定年月日	平成14年(2002)12月19日(文部科学省告示第202号)
ウ 指定距離	(奈良県内) 81,152m
指定面積	(奈良県内) 157,391 m <sup>2</sup>
エ 指定区間	(奈良県内) 吉野郡吉野町吉野山～同郡十津川村山手谷

<重要文化財の指定>

ア 名称	玉置神社社務所及び台所
イ 指定年月日	昭和63年(1988)1月13日

#### ② 史跡 熊野参詣道 小辺路

古代末期から近世・近代に至るまで、貴顕のみならず一般庶民までが熊野三山への深い信仰心と大きな憧憬によって歩んだ道であり、我が国の歴史ならびに社会・文化を考える上で欠くことのできない交通遺跡。

<史跡の指定>

ア 名称	史跡 熊野参詣道 小辺路
イ 指定年月日	平成14年(2002)12月19日(文部科学省告示第207号)
ウ 指定距離	(奈良県内) 34,686m
指定面積	(奈良県内) 38,457 m <sup>2</sup>
エ 指定区間	(奈良県内) 吉野郡野迫川村北股～吉野郡十津川村七色

#### ③ 史跡 大峰山寺境内

大峰山脈北部の主峰である山上ヶ岳の山頂に位置する山岳寺院であり、大峯修験の根本道場として成立・発展した遺跡。古来より信仰を集めてきた山であり、平安時代中期には宇多上皇や藤原道長など皇族・貴族が参詣したことで知られ、我が国の修験道の歴史を知る上で重要。

なお、史跡大峰山寺境内の指定地には、重要文化財に指定されている大峰山寺本堂が所在する。

<史跡の指定>

ア 名 称	史跡 大峰山寺境内
イ 指定年月日	平成 14 年 (2002) 12 月 19 日 (文部科学省告示第 202 号)
ウ 指定面積	74,067 m <sup>2</sup>
エ 指定区域	吉野郡天川村洞川 703 番地 他

<重要文化財の指定>

ア 名 称	大峰山寺本堂
イ 指定年月日	昭和 48 年 (1973) 6 月 2 日

**④史跡及び名勝 吉野山**

吉野山は斉明天皇(594年～661年)以来、天武・持統・文武・元正・聖武の各天皇の行幸があった場所で、中世には浄土信仰による山上隆盛を極めたが、その後、後醍醐天皇の頃より吉野朝(南朝)との関係が特に深くなり、これに関連する史跡として広く世に知られるようになった。

また、吉野山はサクラの名所としても歴史が深く、これらの桜樹はシロヤマザクラの系統に属する多数の品種から成り、その数は 10,000 本に達するとも言われている。

桜樹の最も多い区域は「一目千本」と呼ばれる「下千本」の区域で、開花期には山域のすべてが桜花で覆われる。その他にも「中千本」・「上千本」・「奥千本」などがあり、開花期が全て異なる上に、地形によっても見え方が様々に異なるため、変化に富んだ比類のないサクラの一大名所を形成している。

なお、史跡及び名勝吉野山指定地には、国宝に指定されている金峯山寺本堂及び二王門をはじめ、重要文化財に指定されている金峯山寺銅鳥居、吉水神社書院、吉野水分神社(本殿・拝殿・幣殿・楼門・回廊)が存在する。

<史跡及び名勝の指定>

ア 名 称	史跡及び名勝吉野山
イ 指定年月日	大正 13 年 (1924) 12 月 9 日 (内務省告示第 777 号)
ウ 指定面積	33.7ha
エ 指定区域	吉野郡吉野町大字吉野山字歌塚 1 番地 他

<国宝の指定>

ア 名 称	金峯山寺本堂
イ 指定年月日	昭和 28 年 (1953) 11 月 14 日
ア 名 称	金峯山寺二王門
イ 指定年月日	昭和 28 年 (1953) 11 月 14 日

<重要文化財の指定>

ア 名 称	吉野水分神社(本殿・拝殿・幣殿・楼門・回廊)
イ 指定年月日	明治 34 年 (1901) 3 月 27 日
ア 名 称	吉水神社書院
イ 指定年月日	大正 4 年 (1915) 3 月 26 日
ア 名 称	金峯山寺銅鳥居
イ 指定年月日	昭和 17 年 (1942) 12 月 22 日

### 3 委員会の設置

#### (1) 保存管理計画策定委員会の設置

奈良県では、史跡大峯奥駈道、史跡熊野参詣道 小辺路、史跡大峰山寺境内、史跡及び名勝吉野山について、それぞれの保存管理計画を策定するに当たり、平成 14 年(2002) 4 月 23 日に各専門分野の学識経験者を構成委員とする保存管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、計 3 回の会議を開催する中で指導及び助言を得た。

表 1. 保存管理計画策定委員会委員

役職名	所属及び職名	氏 名	専門分野
委員長	元奈良国立文化財研究所長 奈良県文化財保護審議会会長	鈴木 嘉吉	日本建築史
委 員	帝塚山大学名誉教授 大分県立歴史博物館長	岩井 宏實	民 俗 学
委 員	天理大学名誉教授 大阪府立弥生文化博物館長	金関 恕	考 古 学
委 員	和歌山大学名誉教授 帝塚山大学人文科学部教授	小山 靖憲	日本中世史
委 員	高田短期大学教授	首藤 善樹	宗 教 史
委 員	滋賀県立大学人間文化学部教授	菅谷 文則	東アジア考古学
委 員	帝塚山大学短期大学部教授	関根 俊一	美 術 史

平成 14 年(2002) 4 月 23 日

「保存管理計画策定委員会設置要綱」の制定

「保存管理計画策定委員会」の委員として 7 名を委嘱

第 1 回保存管理計画策定委員会の開催

平成 14 年(2002) 5 月 30 日

第 2 回保存管理計画策定委員会の開催

平成 14 年(2002) 7 月 16 日

第 3 回保存管理計画策定委員会の開催

## (2) 「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会の設置

三重県・奈良県・和歌山県は世界遺産一覧表登録の推薦に当たり、三県に及ぶ資産の全体を適切に保存管理するために、「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会を設置し、平成15年(2003)1月10日『「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』を作成した。

表2. 「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会委員

役職名	所属及び職名	氏名	専門分野
委員長	天理大学名誉教授 大阪府立弥生文化博物館長	金関 恕	考古学
副委員長	元奈良国立文化財研究所長 奈良県文化財保護審議会会長	鈴木 嘉吉	日本建築史
委員	帝塚山大学名誉教授 大分県立歴史博物館長	岩井 宏實	民俗学
委員	和歌山大学システム工学部 助教授	神吉 紀世子	都市計画学
委員	和歌山大学名誉教授 帝塚山大学人文科学部教授	小山 靖憲	日本中世史
委員	三重大学人文学部名誉教授	酒井 一	近世史
委員	岐阜聖徳学園大学教育学部教授	田中 智彦	歴史地理学

平成15年(2003)1月10日

『「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』の策定

### (3) 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会の設置

世界遺産の登録に当たり、世界遺産委員会が付した勧告を受けて、三重県・奈良県・和歌山県は史跡等及びその周辺環境を構成する諸要素を適切に保存管理するために、各県ごとに資産の全体を対象とする詳細な保存管理計画を策定することが必要となった。そのため、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』を設置し、本計画を策定するに当たって、指導及び助言を得た。

表3. 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会委員

役職名	所属及び職名	氏名	専門分野
委員長	天理大学名誉教授 大阪府立弥生文化博物館長	金関 恕	考古学
副委員長	元奈良国立文化財研究所長 奈良県文化財保護審議会会長	鈴木 嘉吉	日本建築史
委員	帝塚山大学名誉教授 大分県立歴史博物館長	岩井 宏實	民俗学
委員	三重大学人文学部名誉教授	酒井 一	近世史
委員	三重県文化財保護審議会会長	八賀 晋	考古学
委員	京都橘大学文学部助教授	増淵 徹	古代史
委員	高野山大学文学部教授	山陰 加春夫	中世史

平成 17 年 (2005) 10 月 4 日

『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」学術調査委員会』の開催

## 第Ⅱ章 構成資産の概要

### 1 歴史的環境

吉野山から山上ヶ岳に至る山岳地帯は古くから金峯山と呼ばれ、山岳信仰の対象となるとともに、修験道の中心地となった。山上の蔵王堂である大峰山頂の大峰山寺に対して、吉野山には山下の蔵王堂が造営され、蔵王堂を中心にして修験道関係の寺院が多数建ち並んでいった。そのため、吉野山は寺院勢力の影響を受けて、源平の争乱や南北朝時代の政治に深く関係することとなり、源義経や南朝に関連する遺跡等の文化財も多く遺された。

大峯奥駈道は大峰山脈の主稜線を通り、吉野と熊野の二大霊地を結ぶ約 80km に及ぶ修験道の道である。この大峯奥駈道は、山中に入って稜線を踏破しつつ修行を進める「峰入り」の道として、修験道の中でも最も重視される修行の場となっている。12 世紀の史料によると、すでに大峰山中には 120 近くの霊地があったことが記録されており、これらは当初各々独立した行場であったと考えられるが、奥駈が盛んになるにつれ、宿から宿へと相互に関連付けられるようになっていった。宿とは、山中の峰・岩・窟・滝などに諸尊の顕現を見て、それぞれ独自の崇拝対象を祀った霊地であり、山岳修行の行所又は宿泊・休息の場として発展したものである。近世になると 42 宿に整理され、さらに「大峯七十五靡」と称する霊地・行場に整えられた。

吉野から熊野へと向かういわゆる「逆峯」の奥駈の場合には、吉野川畔の「柳の渡し」（第 75 番行所）に始まり、和歌山県の熊野本宮証誠殿（第 1 番行所）に終わる。「大峯七十五靡」は現在の修行者にも広く親しまれており、平均 1～2 km の間隔で設定されているが、現在では名称が記録に残されているのみで場所が明確でないものもある。

考古学的に遺跡として確認された宿の多くは、稜線の頂部や鞍部等に人為的に造成された平場又は岩窟である。一方、一定の期間に籠って祈願した参籠所などの建造物の存在が推定される平場を持つ宿跡もあり、そのうち、山上ヶ岳の南に位置する小篠宿跡と釈迦ヶ岳の南に位置する深仙宿跡が最も大規模なものである。山頂も諸仏尊の宿る所とされ、弥山・八経ヶ岳・大日岳の山頂からは奉獻品と考えられる遺物が出土している。参籠窟としては、大普賢岳の東尾根の岩壁に開口する笙の窟や、前鬼裏行場である三重の滝の両界窟などが知られている。

11 世紀中頃（1040～44 年）に成立した『法華験記』の沙門義睿の逸話は、紀伊半島中央部を縦断する山岳修行道の存在を記す最初の記録であるが、それによると義睿が新たに道を開拓したのではなく、すでに存在した山道を辿りながら通過したことがうかがえる。したがって、大峯奥駈道はすでに 11 世紀には開かれていたことが想定でき、およそ 1,000 年を経て、当時の状況が大きく変わることなく現在まで踏襲されてきた山岳道であるといえてよい。

古来、大峰山寺が位置する山上ヶ岳は金峯山とも呼ばれ、水分神や地主神である金精神などを祀る霊地であったものと考えられている。また、山岳宗教の修行の地として我が国独自の宗教である修験道の峰入りの重要な道場となっていた。

大峰山寺本堂は我が国の山岳寺院を代表する大建築物であり、昭和 58～61 年（1983～1986）にかけて解体修理が行われ、それに伴って行われた発掘調査により、8 世紀以降の建築遺構が検出された。同時に、2 体の黄金仏に代表される山岳信仰関連遺物も多数出土し、古代からの山岳宗教の実体が明らかとなった。

大峰山寺が位置する山上ヶ岳山頂の四周には深い谷地形が迫り、巨岩が露出するなど複雑な地形を呈している。修験道ではこれらの自然地形を巧みに行場に取り入れ、大峯修験道を代表する表行場・裏行場を設けている。その他、山頂には宿坊などが設けられている。

大峰山寺は明治5年(1872)の修験道廃止令に基づいて吉野山の金峯神社の奥宮とされたが、その後、明治19年(1886)に仏教寺院に戻った。それ以来、大峰山寺は吉野山の東南院・喜蔵院・桜本坊・竹林院だけでなく洞川の龍泉寺を含め5ヶ寺の護持院と吉野山・洞川の信徒総代によって管理運営されることとなり、これを大阪と堺の「八島役講」と呼ぶ講社が支えた。

現在、大峰山寺は5月3日の「戸開け」から9月23日の「戸閉め」まで開かれ、全国から修験者が訪れている。

熊野参詣道小辺路は、和歌山県の高野山から奈良・和歌山両県境の水ヶ峰、奈良県吉野郡野迫川村大股を経て伯母子峠・三浦峠を越え、さらには果無峠を越えて再び和歌山県に入り、最終的に熊野本宮へと通じる全行程約70kmの道である。

小辺路は、特に近世においては主として大阪から熊野へ入る参詣道として機能するとともに、伊勢から熊野へ入り、高野山を経て上方地方へと向かう西国三十三所巡礼の道でもあった。沿道に遺存する石造物に刻まれた寄進者名などから、小辺路を経由し熊野へと赴いたのは主として大阪の人々であったものと考えられるが、沿道には奥州地方の方言が残っていることから、東北や関東地方の人達が伊勢から熊野へと入り、この道を通じたことも多かったのではないかと考えられる。

また、小辺路は、高野と熊野を結ぶ参詣道であるとともに、地域の人々にとっては、熊野と高野、さらには上方地方とを結ぶ交易や生活の道としても利用され、巡礼の往来が絶えた後においても、明治時代の中頃まで交易路として利用されていた。

『大和志』(「日本輿地通志」1736年)によれば、柳本から三浦峠・伯母子峠を越えて大股へと至る道は幅1尺で牛馬も通れないと記述されていることから、小辺路は街道といっても極めて狭隘な山道程度の小径に過ぎなかった可能性がある。

さらに、1623年刊行の『醒睡笑』によっても、小辺路は人馬の往来の困難な難所が多かったことがわかる。

## 2 自然的環境

吉野・大峯をはじめ大峯奥駈道や熊野参詣道小辺路等の史跡等が立地する紀伊半島は、中央に2,000m級の山地を擁する本州最南端の半島で、変化に富んだ気候の下に独自の地形や植生を生み出している。

紀伊半島の地殻は、中央構造線の外帯の地殻運動と深く関わりながら形成されたといわれ、大峰山脈北部では古生代の秩父累帯が延びており、和佐又山・大普賢岳から山上ヶ岳にかけては主にチャートと砂岩から成り、地層は東西に走向し北へ傾斜している。山上ヶ岳や大天井ヶ岳などは、角岩の貫入で構成されており、浸食された壮年期の荒々しい山容が見られる。

また、この地域の山々は豊かな自然環境に覆われ、吉野熊野国立公園又は高野龍神国立公園の区域に含まれ、貴重な動植物が生息・成育している。

### 3 人文的環境

吉野・大峯では現在でも5月から9月にかけて、修験道の教団や吉野地域に存する修験寺院など、民間の講によって毎年峰入りが実施されている。

このため吉野山は、修験道の根本道場である大峰山・山上ヶ岳へのもう一つの登山基地として古くから栄えた洞川と共に、社寺を中心として多数の旅館や土産物店が建ち並んでいる。

また、吉野山は観光の名所としても名高く、毎年多数の観光客が訪れており、自然や温泉を活かした観光開発に力が注がれている。

一方、吉野・大峯地域は、温暖多雨で森林の生育に適した土地のため、古くから林業が発達し、地域の主要産業としての位置を占めてきた。特に、吉野のスギとヒノキは広く知られ、集約的な林業が行われてきた。

### 4 世界遺産条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産について、条約上の資産種別と国内法上の指定状況をまとめたものが表4である。本管理計画は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の管理計画として整理したものである。したがって、次章以下においては表4に示す世界遺産の構成資産に基づいて記述を進めることとする。

表4 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の条約上の資産種別と構成資産の国内法上の指定状況

構成資産		条約上の資産種別					
		①記念工作物			②遺跡（文化的景観を含む）		
資産エリア	記号	名称	国宝	重要文化財	国内法上の指定状況		
					(参考)所在範囲の土地指定状況	史跡	名勝
1. 吉野・大峯	A	吉野山	—	—	—	—	—
	B	吉野水分神社	—	・吉野水分神社（本殿・拝殿・幣殿・楼門・回廊）	史跡及び名勝	・吉野山	—
	C	金峯神社	—	—	—	・大峯奥駈道	—
	D	金峯山寺	・金峯山寺本堂 ・金峯山寺二王門	・金峯山寺銅鳥居	史跡及び名勝	・吉野山	—
	E	吉水神社	—	・吉水神社書院	—	—	—
	F	大峰山寺	—	・大峰山寺本堂	史跡	・大峰山寺境内	—
2. 参詣道	A	大峯奥駈道	—	・玉置神社社務所及び台所	史跡	・大峯奥駈道	・仏経岳原始林 ・オオヤマレンゲ自生地
	B	熊野参詣道 小辺路	—	—	史跡	・熊野参詣道	—
■国内法上の指定文化財数			2件	5件		史跡（3件）、史跡及び名勝（1件）、天然記念物（2件）	
■登録資産数			7件			6件	

登録資産エリアのうち、1A～F、2Aの一部は吉野熊野国立公園内に含まれる。また、登録資産エリアのうち、2Bの一部は高野龍神国定公園に含まれる。

## 第Ⅲ章 保存・管理

### 1 基本方針

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の各構成資産及びその周辺環境を将来にわたって確実に保存管理していくために、以下の6点をその基本方針とする。

- ① 構成資産の諸要素の特定
- ② 構成資産の諸要素の性質に応じた保存管理方法の明示
- ③ 現状変更等の取扱方針及び基準の明示
- ④ 周辺環境を構成する諸要素の特定とそれらの保存管理の方法の明示
- ⑤ 整備活用の基本方針の明示
- ⑥ 保存管理と整備活用を適切に実施するための運営体制の整備に関する方針の明示

本保存管理計画は、文化財保護法及び同法施行令に基づいて策定するものである。各構成資産の周辺環境を構成する諸要素に関しては、各町村が定める景観条例をはじめ、森林法や自然公園法など、各種環境保全のための法令に基づき保全措置を講ずる。

### 2 構成資産及びその周辺環境の諸要素の特定

1において明示した6つの基本方針のうち、まず本節においては構成資産の諸要素とその周辺環境の諸要素の特定を行うこととする。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、以下の樹形図（図2）に示すとおり、「構成資産の諸要素」と「構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素」に大別できる。さらに、「構成資産の諸要素」には、当該「本質的価値を構成する諸要素」と「構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素」の2種類がある。この樹形図については、『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する包括的な保存管理計画』において示したものである。

以下の節においては、この樹形図に基づき、世界遺産の各構成資産の諸要素を系統的に特定することとする。

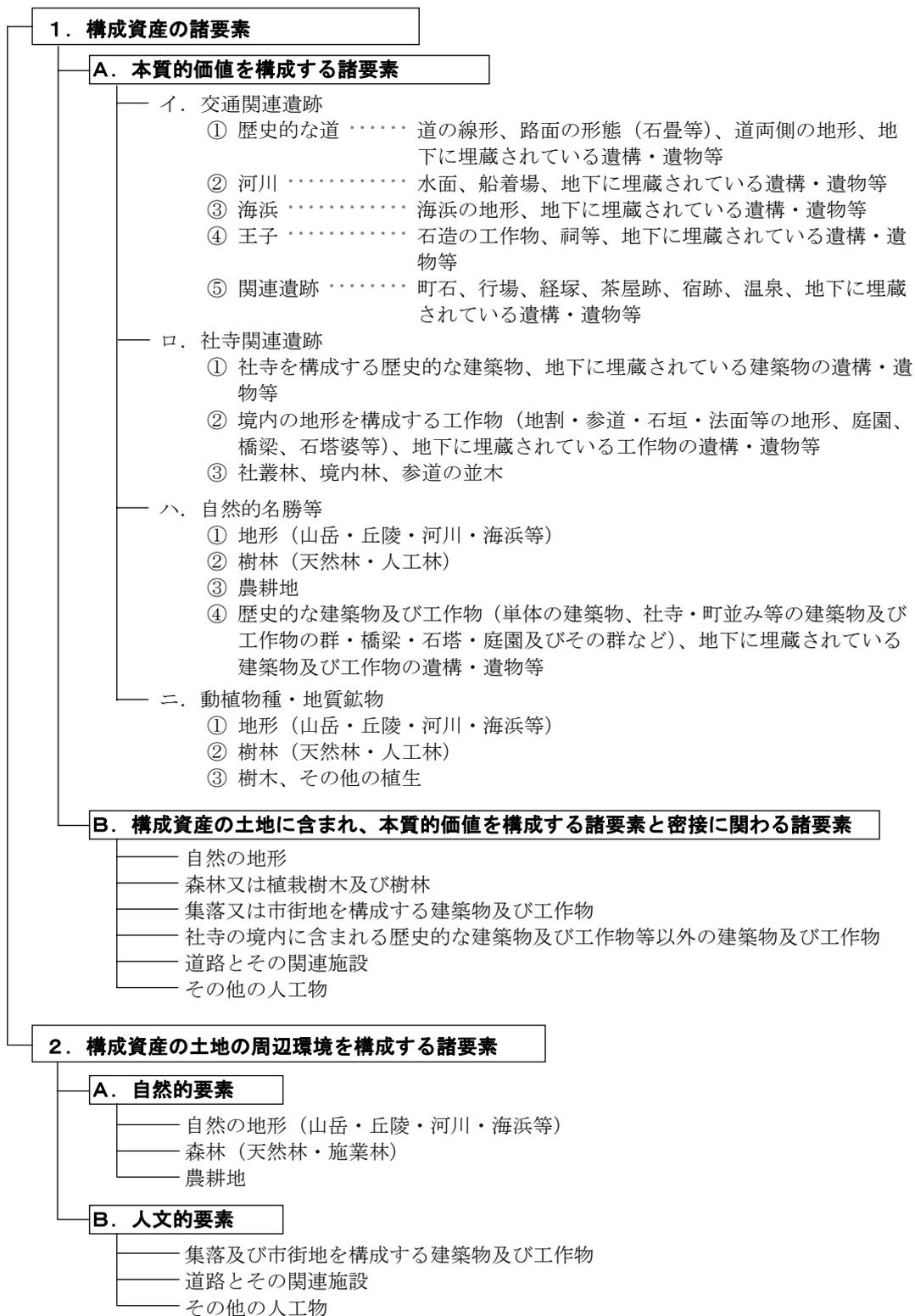


図2 世界遺産の構成資産である史跡等とその周辺環境の構成要素

なお、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の奈良県内における構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素については、表5に示すとおりである。

表5 「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素

構成要素	具体的な構成要素
1 構成資産の諸要素	
A 本質的価値を構成する諸要素	
イ 交通関連遺跡 ①歴史的な道 ②関連遺跡  ロ 社寺関連遺跡   ハ 自然的名勝地 ニ 動植物種・地質鉱物	大峯奥駈道及び熊野参詣道小辺路の道本体、石畳、排水路、地下に埋蔵されている遺跡など 摩・宿跡・茶屋・茶屋跡に存在する祠などの木造又は石造の歴史的な建築物及び工作物、石仏を含む岩窟、地下に埋蔵されている遺跡、及びそれらの敷地を覆っている樹木など 吉野水分神社・金峯神社・金峯山寺・吉水神社・大峰山寺・玉置神社の各境内に存在する木造又は石造の歴史的な建築物及び工作物、人工的に造成された地形や地割を構成する石垣などの工作物、地下に埋蔵されている遺跡、及びそれらの敷地を覆っている樹木など 吉野山のシロヤマザクラ オオヤマレンゲ自生地のおオヤマレンゲ、仏経岳原始林のシラビソ、杉の巨樹群
B 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素	
イ 交通関連遺跡 ロ 社寺関連遺跡 ハ 自然的名勝地 ニ 動植物種・地質鉱物	木製階段、舗装道路、工作物、電線等 社務所、手洗い場、防災設備等 旅館、休憩所、案内板、民家、広告塔等 案内板、防護柵等
2 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素	
A 自然的要素	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然の地形(山岳・丘陵・河川等)</li> <li>・森林(天然林・施業林)</li> </ul>	
B 人文的要素	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な道の関連遺跡</li> <li>・道路とその関連施設</li> <li>・その他の人工物</li> </ul>	

## (1) 構成資産の諸要素

### A 本質的価値を構成する諸要素

#### イ 交通関連遺跡

##### ① 歴史的な道

###### ①-1 史跡 大峯奥駈道

大峯奥駈道は概ね分水嶺である尾根筋を辿っているが、行場の配置の関係から山腹や谷中を通ることもある。道幅は、山岳修験の峰入り道の類例から人間の肩幅程度のものであったと考えられ、現在の奥駈修行においても修験者は一列通行を原則としている。

道の本体は地形に則して拓かれた地道を主体とするが、尾根の頂部など岩稜部においては、岩塊の端部を利用した通行のみを確保した箇所も多く存在している。山中における諸々の信仰の対象が、道しるべとしての役割や交通路としての機能を果たすことともなった。靡が設定された尾根筋の左右両側をそれぞれ「靡八丁」と称し、金峯山寺又は本山派・当山派の支配地であったが、峰入り道自体は修験者が管理していた。

大峯奥駈道の途上には、かつて修験者が道から派生した社寺や行場へ参詣し又は修行するために往来した道の分岐点が現在も遺っている。また、急坂や岩場などの難所を通ることが多く、それらが沿道の名所ともなっている。

大峯奥駈道には、靡などの霊地や行場には祠などの建造物が建っているほか、岩窟には蔵王権現像、役行者像、理源大師像などの諸仏尊像が安置されている。これらの霊地や行場においては、奥駈巡拝の途上で読経などが行われ、修行者が置いていった碑伝が積み重ねられ、独特の景観を形成している。また、道沿いには茶屋・宿があり現在も修行者の休息や宿泊の場として利用されている。

さらに、地下には、道の利用や形態の変遷を示す遺構・遺物が良好な状態で埋蔵されている箇所がある。

###### ①-2 史跡 熊野参詣道 小辺路

小辺路については、現状では、野迫川村大股や十津川村五百瀬・重里・柳本などの集落地付近において、国道、県道、林道などによって寸断されている部分もあるが、山間の尾根道や山腹を通る道は旧状をよく残しており、十津川村の三浦や果無などには石畳が遺存する箇所もある。

近世に小辺路を通行したことを伝える道中記には、要所要所に宿舎・茶店・道標などが設けられ、部分的ではあるが町石が設置されたり、石畳が敷設されたりしていたことが記されており、街道としての要件を備えていたことが明らかである。

また、地下には、道の利用や形態の変遷を示す遺構・遺物が良好な状態で埋蔵されている箇所もある。

##### ② 関連遺跡

###### ②-1 靡・宿跡

靡・宿は神仏の宿るところであり、大峯奥駈道沿いに設けられた行場と宿泊所の機能を兼ね備えた施設である。

修行者は靡（宿）において修法の儀を行い、柳の渡し・小篠宿・笙の窟・弥山・

八経ヶ岳・深仙宿など主な靡を辿りながら修行を継続する。

靡・宿跡の大半は史跡大峯奥駈道の指定地に含まれ、それらの地下には宗教行為に関する遺構・遺物が良好に埋蔵されている。

### 【弥山】

弥山は、大峯七十五靡のうち 54 番目に当たる行所である。大峰山脈の中央部に位置する主峰の一つで、標高は 1,895m である。山頂は平坦で樹林に覆われており、最高所に天河神社（天川弁財天）の奥社がある。近世期の弥山宿には山宿と柴小屋があり、奥駈における止宿地となっていた。

山頂の奥社周辺における発掘調査では、金銅三鈷杵・火打鎌・鉄斧・刀子など、平安時代から江戸時代にかけての奉獻品が出土した。

### 【笙の窟】

大普賢岳から東に延びる尾根の支峰には文殊岳（日本岳）が位置し、その南側山腹の岩壁に「笙の窟」と呼ぶ自然岩窟が開口する。「笙の窟」は、大峯七十五靡のうち 62 番目の行所に当たる。奥駈道から離れて存在し、「入峯中」の行場とされている。『今昔物語集』や『太平記』などには日蔵上人をはじめ、多くの修験者が冬籠りの厳しい修行を行った岩窟として記されており、平安時代には都の人々にも古くから峯中の重要な行場として知られていた。

岩窟は幅 12m、奥行 7 m、高さ 3.3m の規模である。第二次世界大戦前まで、台座に寛喜 4 年（1232）の紀年銘を持つ銅造不動明王像（奈良県指定文化財）が岩窟内に本尊として祀られていたが、現在は奈良国立博物館に寄託されている。

平成 5 年（1993）に実施された発掘調査によると、平安～鎌倉時代の仏具や奉獻品が出土している。山岳修験道遺跡として本格的な発掘調査が行われた大峯を代表する遺跡である。

## ②-2 靡・宿跡

参詣が盛んになった近世には、道沿いの随所に、参詣者に対して水や茶を供し、休息させる茶屋が建てられた。このような大峯奥駈道沿いの茶屋は行所である宿と同一場所に建てられることが多く、当山派の先達寺院や本山派聖護院の支配の下に山麓周辺の諸村が維持管理をしていた。また、小辺路においても、同様に多数の茶屋が存在していたことが史料からうかがえる。

茶屋・茶屋跡として大峯奥駈道は洞辻茶屋・足摺茶屋跡等、熊参詣道小辺路には萱小屋跡等があり、それらの大半は史跡指定地に含まれている。

茶屋・茶屋跡の地下には、道の利用に関する遺跡（遺構・遺物）が良好な状態で埋蔵されている。

## □ 社寺関連遺跡

### ① 吉野水分神社

#### 【吉野水分神社境内】

吉野水分神社境内は、史跡及び名勝吉野山の指定地に含まれる。宇太水分神社、都祁水分神社とともに大和地方の三つの水分神社の一つに数えられる古社であり、俗に子守神社の呼称もある。創立沿革に関する明確な資料はないが、古くは吉野山の山頂の青根ヶ峰に祀られていたとされ、その山腹には元水分神社跡が遺っている。境内は

北東向の急斜面を削平して造成したところにあり、西方の大峰山に至る奥駈道に対して参道の入口を開いている。石段上に南北両回廊が接続した楼門を構え、奥の正面の幣殿の左側に拝殿、右側に本殿が祭場（中庭）を挟んで向かい合って建つ。現在の社殿は、棟札から慶長10年（1605）に豊臣秀頼が秀吉の遺志を継いで再建したものであることが知られる。

境内は史跡及び名勝吉野山の指定地にあり、以下に列挙する重要文化財に指定されている建築物及び工作物のほか、豊臣秀頼再興の御輿・柴灯・芋の葉灯籠があり天之久比奢母智命・高竈神・国之久比奢母智命を祀る大神社と大己貴神・少彦名神を祀る柴神社の建築物が存在する。

また、境内には人工的に造成された地形や地割が認められ、地下には境内の歴史的・宗教的変遷を示す遺跡（遺構・遺物）が良好に埋蔵されている箇所がある。

#### ○吉野水分神社本殿（重要文化財）

桁行9間、梁間2間、流造、檜皮葺の木造建造物である。前面を石垣で化粧した基壇上に建ち、一間社春日造の左右に三間社流造を配し、その間を相の間でつないだ形式でそれぞれ連結し、正面屋根に3つの千鳥破風を設ける。各社殿ともに、前面格子戸、内側扉口構えで、正面に独立して縁、木階を設ける。花鳥禽獣などを入れた墓股をはじめ、豊富な極彩色飾金具などに桃山時代の特色をよく示している。

#### ○吉野水分神社拝殿（重要文化財）

桁行10間、梁間3間、入母屋造、こけら葺の長大な木造建造物である。本殿に向かい合って傾斜面に建つ関係上、背面は懸造となっている。入側のうち西端間を除く正面は葺戸構え化粧屋根裏の広縁とし、その他は小部屋としている。内陣には棹縁天井を張る。

#### ○吉野水分神社幣殿(重要文化財)

拝殿と同様、二軒疎垂木、素木造の簡素な木造建造物で、西北隅において拝殿屋根と接続している。内部は棟通りで前後に分け、前通りは右端に小部屋を取った広い板の間となり、奥行きは浅い神棚を横一列に3ヶ所設けている。背面は3室に仕切られている。

#### ○吉野水分神社楼門（重要文化財）

3間1戸の楼門で、桁行3間、梁間2間、入母屋造、とち葺の木造建造物である。下層柱上に三手先の腰組を組んで縁を受け、中備のうち正面は墓股、その他は間斗束とする。上層は三手先組物と間斗束の構成とし、妻には双斗花肘木と笈形付太瓶束を組んで装飾している。

#### ○吉野水分神社廻廊（重要文化財）

南北各桁行3間、梁間2間、切妻造、とち葺の木造建造物で、ともに楼門の両脇に接続し、外側が懸造となる。軸部は角柱を立て、組物は太斗肘木、軒は二軒疎垂木、妻飾は扱首組とする。

## ② 金峯神社

### 【金峯神社境内】

式内社のうちのひとつで、祭神は金峯山（吉野山）の地主神の金山毘古神（金精明神・蔵王権現）である。大峯七十五麿のうち第71目番の行所で、社前に二の鳥居（修行門）

が建てられている。急な石段を登ると正面に拝殿があり、その奥に流造の本殿がある。伝説によると、祭神の金山毘古神は金峯山の地中深く埋蔵されている黄金を司り、蔵王権現はこれを守護しているとされている。

本殿から一段下ったところには、義経隠塔ともいわれる大正元年(1912)再建の蹴抜塔がある。「蹴抜」は「気抜」とも解され、修験者たちは、堂内の暗闇の中で突然の鐘の音に驚かされ、俗世の気を抜かれるというところから「ガンガン堂」とも呼称される。

また、境内は史跡大峯奥駈道の指定地に含まれ、人工的に造成された地形や地割が認められるほか、地下には境内の歴史的・宗教的変遷を示す遺跡（遺構・遺物）が良好に遺存している箇所がある。

### ③ 金峯山寺

#### 【金峯山寺境内】

金峯山寺の境内は、史跡及び名勝吉野山指定地に含まれる。吉野山の中腹に当たる標高約 400mの尾根上に開けた細長い集落の中にあつて、蔵王堂を中心とする金峯山寺の境内はさらに一段高い台地（南北約 140m、東西約 80m）の上に位置する。特に東側及び北側など急な崖地に臨む部分は、石垣を築いて境内地を造成している。山上ヶ岳山頂に建つ大峰山寺の山上蔵王堂に対し、山下蔵王堂と称され、大峰山寺と同様に、山岳信仰の霊地として中世以降貴族や僧侶の入峯が多く、次第に庶民の信仰も集め隆盛を極めた。

さらに、境内は史跡及び名勝吉野山の指定地にあり、国宝又は重要文化財に指定された建造物が存在する。蔵王堂を中心として、その北側の一段下ったところに二王門が北面して建ち、二王門には北側の参道から石段が取り付く。蔵王堂正面には、観音堂・愛染堂・威徳天満宮などの歴史的な建築物が建ち並び、広い前庭には護良親王ゆかりの四本桜がある。

平成7年（1995）に本堂（蔵王堂）の北側で実施された発掘調査において、室町時代に再建された蔵王堂に付属する堂舎の跡が検出されており、境内の地下には人工的に造成された地形や地割が存在するほか、境内の歴史的・宗教的変遷を示す遺跡（遺構・遺物）が良好な状態で埋蔵されている。

#### ○金峯山寺本堂（吉野蔵王堂、国宝）

創立の詳細は不明であるが、創建後に度々罹災し、現在の建物は天正20年(1592)に再建されたものであり、堂高は、東大寺大仏殿に次ぐ大木造建築である。正平3年(1348)の兵火で焼失する以前の伽藍図から、前身の建物を踏襲して再建されたことが知られる。桁行7間、梁間8間、二重、入母屋造、檜皮葺で、内部は中央において内外陣に区画し、内陣には本尊の金剛蔵王権現の巨像三体を納める巨大な厨子が安置されている。上層の四手先組物は外観上の視覚的効果を意図したものと考えられており、上層の正面にだけに用いられている花肘木をはじめ、双斗臺股、下層の本臺股、蓑束などの配置から、正面性を重視した意匠であるといわれている。堂内の柱には多種にわたる自然木が使用され、山岳寺院らしい荘厳な雰囲気を感じられる木造建築である。

#### ○金峯山寺二王門（国宝）

本堂の北側に北面して建つ二重門で、上下層に屋根を備えた格式の高い門の形式

は、全国的にも遺例が少ない。3間1戸、入母屋造、本瓦葺である。建立は様式の違いから下層が仁王像の造立された延元3年(1338)から延元4年(1339)頃、上層が風鐸の銘にある康正2年(1456)頃と考えられている。上下層とも三手先組物を有する純和様の手法になるが、下層の板臺股、頭貫木鼻などに新しい要素が認められるといわれている。

#### ○金峯山寺銅鳥居（重要文化財）

吉野山において、南北の関所の機能を果たした総門と二王門のちょうど中間に建つ。大峰山寺までの大峯奥駈道に存在する四鳥居のうちの第1門に当たり、修行者達が修行に入る最初の門に当たることから「発心門」とも呼ばれる。創建年代は明らかではないが、現在の鳥居は15世紀中頃に再建されたものと考えられている。構造は鋳銅製の筒から成り、箱形空洞の内部に芯木を入れたもので、明神鳥居形式を基調とした台輪鳥居である。高さに比べ柱間が大きく、柱が太いことと相俟って安定感のあるしっかりとした構えである。

### ④ 吉水神社

#### 【吉水神社境内】

吉水院と呼ばれた金峯山寺の一院であったが、明治維新の神仏分離により神社となった。境内は、史跡及び名勝吉野山の指定地に含まれる。吉野山の尾根から北方に突き出た台地上に位置し、南門と社務所を過ぎて中門を潜ったところに本殿があり、これに軒を接して檜皮葺の書院が西面して建っている。源義経が吉野潜伏の際にこの寺に起居したと伝えられるのをはじめ、後醍醐天皇が一時期行在所としたことでも知られ、書院には「義経潜居の間」や「玉座の間」などがある。

境内は史跡及び名勝吉野山の指定地にあり、重要文化財に指定されている吉水神社書院の木造の建築物及び工作物が存在するほか、後醍醐天皇が凱旋を望んだ北關の門や鳥居・石碑・灯籠・庭園などが存在する。また、境内には人工的に造成された地形や地割が認められるほか、地下には歴史的・宗教的変遷を示す遺跡（遺構・遺物）が良好な状態で埋蔵されている。

#### ○吉水神社書院（重要文化財）

「義経潜居の間」などと伝えられる14世紀に遡る古い部分と、「玉座の間」と伝えられる16世紀末の部分とが接続し、食い違いの平面となっているところに特徴がある。桁行30.2m、梁間13.2m、南面入母屋造、北面切妻造段違、檜皮葺の木造建造物である。潜居の間の部分の主室は奥に浅いトコを設け、一方にトコ・違棚・付書院を備えた上段があり、柱の面や柱間に古式を残している。玉座の間は上段と下段から成り、上段奥にはトコ・棚・書院による座敷飾が設けられている。書院造が形成される以前の住宅建築の形成過程を知る上で重要な遺構である。

### ⑤ 大峰山寺

#### 【大峰山寺境内】

大峰山寺は、古代から信仰を集めた標高1,719.2mの山上ヶ岳の頂上にある修験道の寺院で、史跡大峰山寺境内の指定地に含まれる。役行者の誓願に応じて蔵王権現が出現したと伝えられる霊地に建立され、境内には「山上蔵王堂」とも呼ばれる本堂を中心として、役行者により感得された蔵王権現が出現したといわれる湧出岩、断崖上

の行場、経塚などがあり、修験道の中で最も重要な場所とされている。

大峰山寺本堂として重要文化財に指定されている木造の建築物及び工作物をはじめ、行者が通過すべき4つの門のうちの第3番目に当たる「等覚門」や第4番目に当たる「妙覚門」、石碑・梵鐘・灯籠などが存在する。また、境内には人工的に造成された地形や地割が認められるほか、地下には歴史的・宗教的変遷を示す遺跡（遺構・遺物）が良好な状態で埋蔵されている。

#### ○大峰山寺本堂（重要文化財）

山上ヶ岳の頂上に立つ桁行8間、梁間8間、一重、寄棟造、銅瓦及び銅板葺の木造建築物である。天正年間に焼失し、その後には再建されたのが現本堂である。元禄4年(1691)に完成し、さらに元禄16年(1703)に現在の規模に拡張された。大規模で木柄も太いが建ちは低く、地理的条件を考慮した建物である。数少ない修験道の道場として、標高1,700mの高所に建てられた稀有の建築遺構であり、その価値は極めて高い。

### ⑥ 玉置神社

#### 【玉置神社境内】

玉置神社境内は、大峰山脈最南端の山である玉置山（標高1,076.4m）の頂上のすぐ南に位置し、史跡大峯奥駈道の指定地に含まれる。「神社明細帳」によると、祭神は伊弉諾尊・伊弉冉尊・天照大神・神日本磐余彦命とされ、古くから十津川郷の総鎮守である玉置三所権現とも呼ばれた。山頂近くに奥之院があり、末社に丸石（玉石）を祀った玉石社がある。元来、玉置山は玉・石・山の信仰の霊地であり、それらが神社の起源となったともいわれている。

中世から宿が設けられ、修験道の霊地とされたが、近世には熊野本宮の奥之院として京都聖護院の支配下に置かれ、神仏混淆が進んだ。もとは大日堂や不動堂を中心に7坊15寺があったとされるが、近世以降は聖護院が新しく高牟婁院（高室院）を建立し、玉置山の管理を行わせた。こうして、玉置山は大峯七十五靡のうちの10番目の行所となり、聖護院の支配の下に門跡の峰入りに際して重要な拠点として機能した。近世の奥駈では玉置山を結願所としており、峯から出る「出成の御修法」の神事や神楽などが行われた。

境内には本殿や数社から成る摂末社のほか、神楽殿・絵馬殿・鐘楼などの木造建築物、もとの別当寺高牟婁院を改装した社務所及び台所で重要文化財に指定されている木造建築物などが点在する。また、灯籠・梵鐘・鳥居・石造宝篋印塔・地藏石仏塔などの工作物も存在する。さらに、境内には人工的に造成された地形や地割が認められるほか、地下には歴史的・宗教的変遷を示す遺跡（遺構・遺物）が良好な状態で埋蔵されている。さらに、奈良県が天然記念物に指定している杉の巨樹群も存在し、樹齢3,000年とも伝える神代杉などの古木もそそり立っている。

#### ○玉置神社社務所及び台所（重要文化財）

遺存する棟札からは、高牟婁院の主殿及び庫裏として文化元年（1804）に建てられたことが知られる。建物は玉置山南斜面に沿って建てられた懸造建築で、社務所の東に台所が接続し、社務所の地階は参籠所となっている。社務所は中央に2列10室を配置し、その周囲に入側縁を廻らしており、北入側の東寄りに玄関を、西側北

寄りに聖護院門跡入峯の際の表向き座敷を、それぞれ並べて配置している。台所は総体的に後世の改造を受けているが、社務所との接続部を出入口のある広い板の間とし、竈を設けている。当建物は書院として規模も大きく、絵画の描かれた杉戸や板壁の保存が良好であり、参籠所や庫裏も残されていて、熊野・大峯修験の歴史文化を伝える貴重な建築遺構である。

#### ○玉置神社本殿

奈良県内に遺存する神社建築として大型の社殿に属し、桁行の全長にわたって、向拝を設けて身舎と継破風に収め、正面中央に軒唐破風と千鳥破風を設けるなど変化に富んだ屋根となっている。内部は前面1間通りを外陣、その奥2間通りを内陣として3棟の流造の小社殿を安置する。社蔵の棟札によれば、寛政7年(1795)の上棟と記録されている。明治以前には三所権現と称されていたが、権現社としての成立を裏付けるのは宝永元年(1704)の棟札が初見である。この本殿は、仏堂の影響を強く受けた唐破風等に近世的な特徴が見られる異色の建築遺構である。

## ハ 自然的名勝地

### ① 吉野山

吉野山の尾根や斜面には随所にシロヤマザクラが叢生し、特にサクラの多い場所は下千本・中千本・上千本・奥千本と呼ばれている。山麓から次第に開花して標高の高い地域へと移っていくため、開花期間は約1ヶ月にも及び、4月初旬から下旬にかけてが見頃となる。

『万葉集』には吉野のサクラを直接詠んだものは見られないが、後に西行をはじめ多くの歌人に詠まれ、特に江戸時代以降は芭蕉など多くの俳人によっても宣伝され、サクラの名所として広く知られるようになった。

吉野山のサクラの起源は、役行者が山上ヶ岳の湧出岩において金剛蔵王権現を感得し、その像をサクラの木に彫ったといわれる伝説に由来する。後に、これに倣ってサクラの木に蔵王権現を彫って祀ることが行われ、サクラは神聖な樹木とされた。こうして、蔵王権現に祈願する際にはサクラの苗を寄進して植える風習が生まれ、吉野山の全体にサクラが広がっていった。

明治維新後の廃仏毀釈の影響によりサクラの植樹は一時期途絶えたが、日露戦争(1904～1905)を記念して植樹が行われるなど徐々に旧観を取り戻し、大正5年(1916)には、吉野山の歴史的遺産と桜樹林を保護するために財団法人吉野山保勝会が設立された。現在、サクラの植樹や管理は関係機関及び地元住民などにより引き続き行われている。

## ニ 動植物種及び地質鉱物

### ① オオヤマレンゲ自生地

大峰山脈の最高峰を成す八経ヶ岳(1,914.6m)を中心として、北は弥山(1,895m)から頂仙岳(1,717m)、南は明星ヶ岳の山頂に至る区域に、亜高山植生であるシラビソ(シラベ)林が発達し、森林の低木層や林縁にはオオヤマレンゲの群落が見られる。オオヤマレンゲ自生地は大峰山脈では広範囲にわたっているが、天然記念物の指定地は最も密度の高い弥山から八経ヶ岳を経て、明星ヶ岳との鞍部に至る約108haの区域である。

オオヤマレンゲはモクレン科に属する高さ約4m以下の落葉低木で、関東北部・中部・近畿・四国・九州の各地方及び朝鮮半島に分布する。指定地内では特に大群落を形成し、その様相は、全国的には稀にしか見ることができない。オオヤマレンゲの「オオヤマ」とは、「大峰山」を指しており、6～7月には、白色の香りのよい可憐な花を横又は下方に向かって開く。花は径8～10cmで、3枚の萼片は6～9枚から成る花弁より短く淡紅色を呈し、雄しべ・雌しべはともに多数あり、花粉ぶくろ（葯）は紅色で、開花中の花は白色の花弁との色彩的対比が美しい。

文政8年（1825）に毛利梅園が出版した『梅園百花画譜目録』や、弘化4年（1847）に畔田伴存が著した『和州吉野郡中物産志』には、既に大峰山脈に生育するオオヤマレンゲ（大山蓮華）の記録が見られる。明治28年（1895）に大峰山脈を縦走踏査中の博物学者・白井光太郎が実際に群落を発見し、古書の記述が立証されたことから天然記念物に指定された。

近年、自生地のおオヤマレンゲの枯死が目立つようになったことから、原因を把握するために調査が行われた。その結果、ニホンジカが繰り返し葉を食べたことが原因であると判断され、オオヤマレンゲ群落の保全対策が緊急に実施された。1996年にオオヤマレンゲの生育が比較的良好である天然記念物の指定地で吉野熊野国立公園の特別保護地区にも含まれる区域内において防護柵が設置され、これに引き続いて柵内外の植生やオオヤマレンゲの生育状況について経過観察が行われた。その結果、年々柵内の開花固体が増えていることが判明し、防護柵が発芽した実生の幼木を食害から保護する役割をもっていることが明らかとなった。

## ② 仏経岳原始林

仏経嶽は八経ヶ岳又は八剣山とも呼ばれ、これを中心として、北は弥山及び頂仙岳の山域から南は明星ヶ岳に至る約200haの区域に、シラビソ（シラベ）を中心とする亜高山性の常緑針葉樹林が展開している。そのうち、八経ヶ岳と弥山を結ぶ稜線の南東斜面に当たる約19haの区域が国の天然記念物に指定されている。

シラビソは四国の剣山及び石槌山にも分布するが、四国のものはシラビソの変種であるシコクシラビソである。また、中部地方以北の亜高山帯にみられるアオモリトドマツーシラビソ群集とも異なることから、この地域に固有のシラビソ群集として貴重である。

シラビソの樹高は10数mにも及ぶ。高木層は大半がシラビソから成り、トウヒ・ナナカマドなどを伴っている。低木層には、シラビソの幼木をはじめとして、オオカメノキ・ハリブキなどが叢生する。また、草本層としては、イトスゲ・カニコウモリ・シラネワラビ・ホソバノトウゲシバが見られ、ツバメオモト・ゴヨウイチゴ・オオバユキザサなどを伴うこともある。なお、八経ヶ岳から明星ヶ岳にかけての山域では、シラビソ林の低木層にモクレン科の落葉低木であるオオヤマレンゲが群生し、他には類例を見ない植生景観が広がっている。

指定地を含めてシラビソ林には縞枯れ現象が目立つが、林内には幼樹が高密度に育っており、群落状態は比較的良好であるとされる。

## ③ 杉の巨樹群

玉置神社境内には全国的に類例のない杉の巨樹が多数群生し、奈良県の天然記念物

に指定されている。その主なものを挙げると、「神代杉」（目通り 8.4m、高さ 28m）・「常立杉」（目通り 10m、高さ 38m）・「磐余杉」（目通り 8.75m、高さ 40m）・「浦杉」（目通り 7.8m、高さ 38m）・「大杉」（目通り 10.3m、高さ 50m）などである。

## **B 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素**

### **イ 交通関連遺跡**

大峯奥駈道、熊野参詣道小辺路の大部分は地道であるが、急勾配である箇所を中心として、木製等の階段や手摺りが設置されているところもある。また、集落内を通る路面は舗装され、旧状がわかりにくくなっている箇所もある。道沿いにはスギやヒノキ等の自然的・文化的景観を形成する樹林、案内板・道標等の便益的な工作物、記念碑・広告看板等の人工物があり、上空には電線を含む各種の架線が横断しているところもある。

### **ロ 社寺関連遺跡**

各社寺ともに、社務所・寺務所・灯籠・休憩所・手洗い場・解説板・防災設備・トイレなどがあるほか、宗教行為の一環として立てられた比較的新しい石灯籠なども存在する。また、社寺によっては参詣者のための駐車場がある。そして、境内地にスギやヒノキなどの樹木が存在しており、自然的・文化的景観を成している。

また、上空には電線を含む各種の架線が横断しているところもある。

### **ハ 自然的名勝地**

吉野山は名勝として名高く、春にはサクラ、秋には紅葉で多数の観光客が訪れるため、旅館・休憩所・案内板・説明板等が存在し、急峻な箇所には木製等の階段が設置されている。また、尾根付近のわずかな平坦地を利用した「吉野建」と呼ばれる民家が軒を並べており、その周辺には排水路・電線を含む各種架線・電柱が設置されている。

現在も多数の人々が生活・生業を営んでおり、民家・店舗・排水路・広告塔等が存在している。

### **ニ 動植物種及び地質鉱物**

各々の天然記念物の概要を説明する解説板等がある。また、ニホンジカ等の食害や摘み取り等を防ぐための防護柵が設置されている。

## **(2) 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素**

### **A 自然的要素**

#### **① 大峯奥駈道**

大峯奥駈道の周辺環境を成す大峰山脈は、紀伊半島のほぼ中央を南北約 60km にわたって連なっている。この地域は年間雨量が 4,000mm にも及ぶ多雨地帯であり、山岳は深い浸食谷が刻まれた複雑な地形を形造っている。また、源流部では岩壁が屹立し溪谷には多数の瀑布が掛かる。さらに、山岳の各所には露出した固い巨岩が累々と見られ、岩陰や洞窟も数多く存在する。

一方、多量の降雨が豊かな森林を育み、主峰の八経ヶ岳の山頂部を中心として亜高山帯の常緑針葉樹林が見られ、海拔 1,000m 以上の山稜部では大峰山系の代表的な植生景観であるブナの群落が分布する。また、海拔 1,000m 以下の山稜部では照葉樹林帯となり、堅果類など豊かな食料資源を生み出している。さらに、山地の中には、特

別天然記念物のカモシカをはじめ、さまざまな動物が生息している。

このように、大峯奥駈道の周辺環境を成す地域には、降雨による浸食谷と、それらの山容を覆う植生景観との融合が、修験の道場としての宗教的な景観を創り出している。

## ② 熊野参詣道 小辺路

小辺路は、奈良県内では現在の吉野郡野迫川村と十津川村に位置し、伯母子岳と果無山脈を越え、熊野本宮へと至る急峻な山道である。

小辺路の周辺環境を成す地域は、太平洋岸の海洋性気候の影響を強く受けて温暖多雨な山岳地帯に当たるため、カモシカやクマ等のほ乳類をはじめ、ブナ林・シャクナゲの群生・シラカバ等の植物や貴重な野性の動植物が生息・成育している。また、沿道にはスギ・ヒノキなどの植林の区域も展開している。

## ③ 大峰山寺境内

史跡大峰山寺境内の周辺地域も多雨地帯であり、山岳には深い浸食谷が刻まれた複雑な地形を形造っている。源流部では岩壁が屹立し、溪谷には瀑布が掛かっているところもある。また、山岳の各所には固い巨岩が累々と露出し、岩陰や洞窟も存在する。

このように、大峰山寺境内の周辺環境を成す地域は、降雨による浸食谷と、それらの山容を覆う植生景観との融合が、修験の道場としての宗教的な景観を創り出している。

## ④ 吉野山

史跡及び名勝吉野山の周辺環境をなす地域は、険しく細長い馬の背のような尾根を形成しており、本質的な価値を構成する諸要素と一体となって、スギ・ヒノキ・シロヤマザクラ等の多数の樹木が叢生している。

# B 人文的要素

## ① 大峯奥駈道

大峯奥駈道は吉野から熊野本宮に至る険しい道であるため、参詣者に水や茶を給し、休息させるための茶屋が道筋に建てられた。道筋には靡や道標・石仏等などの石造物が遺っており、本質的な価値を構成する諸要素と一体となって、文化的景観を形成している。

また、便益施設として、観光客のための展望台・駐車場・トイレ・案内板等もあり、沿道には電柱・電線や看板等の工作物が設置されているところもある。

## ② 熊野参詣道 小辺路

小辺路は、高野山から熊野本宮に至る道で、参詣道であると同時に、生活物資の輸送にも使用された。このことから、物資輸送に従事する者や中継地としての業に携わる者が居を構えたことで集落を形成している。

また、便益施設として、観光客のための展望台・駐車場・トイレ・案内板などもあり、沿道には電柱・電線や看板等の工作物が設置されているところもある。

## ③ 大峰山寺境内

史跡大峰山寺境内には、宗教関連施設としての行場・記念碑の他に、トイレ・案内板・道標等といった便益施設等がある。

また、上空には架線が設置されているところもある。

#### ④ 吉野山

吉野山の一帯には、社寺の他、参拝・観光客を対象とした旅館・土産物店が参道に軒を並べている。かつては、サクラの開花期に当たる20日間で1年の生計を営める程の収入を得たといわれた。現在では夏期における小中学生の林間学校、秋の紅葉狩、冬は湯治と通年の観光地として名高い。そのため、随所に便益施設として、案内看板・駐車場・便所等が設置されている。

また、「吉野建」と呼ばれる吉野山特有の民家が軒を連ねて建ち並んでおり、沿道には電柱・電線等の工作物が設置されている。

### 3 構成資産及びその周辺環境を構成する諸要素ごとの保存管理の方法

#### (1) 構成資産の諸要素

##### A 本質的価値を構成する諸要素

##### イ 交通関連遺跡

##### ①-1 史跡 大峯奥駈道

- 大峯奥駈道については、道で行われる宗教行為等との調整を十分に図りつつ、遺存する道の本質的価値を構成する諸要素の適切な保存管理を行う。
- 現在の道の幅がもともとの大峯奥駈道の幅員を踏襲しているものと推定されることから、現状において遺存する狭隘な道幅の厳密な保存管理に努めることとする。
- 大峯奥駈道を使用して宗教活動を行っている修験者等をはじめ、関係社寺・地域住民とも十分な調整を図りつつ、原則として現状の維持を基本とする保存管理を行うこととする。
- 大峯奥駈道は大峰山脈の稜線を通過している関係上、岩場や急坂など通行が困難な地点には鎖や階段などの施設が設置されており、これらの施設の維持管理や補修に努める。
- 大峯奥駈道とその沿道には私有地が多く存在し、林業経営地である山林の占める割合も多いことから、土地所有者や林業経営者等との十分な調整を行う。

##### ①-2 史跡 熊野参詣道 小辺路

- 小辺路については、遺存する道の本質的価値を構成する諸要素の適切な保存管理を行う。
- 小辺路は隘路であったことが推定されることから、現状において遺存する狭隘な道幅の厳密な保存管理に努めることとする。
- 十津川村三浦や果無をはじめ、石畳の部分については、厳密な保存を図るとともに、き損し又は衰亡している場合には、適切に復旧（修理）に努める。
- 小辺路とその沿道には私有地が多く存在し、林業経営地である山林の占める割合も多いことから、土地所有者や林業経営者等との十分な調整を行う。

##### ② 関連遺跡

- 沿道に遺存する町石・道標等の石造物をはじめ、靡や宿跡などに遺存する堂・祠・諸尊像とその敷地の地下に埋蔵されている遺跡、茶屋や茶屋跡の構造物とその敷地の地下に埋蔵されている遺跡等といった本質的価値を構成する諸要素については、適宜、修理・復旧を行うなど、適切な保存管理を行う。

## ロ 社寺関連遺跡

- 吉野山の社寺等の遺跡については、原則として現状での厳密な保存管理を図り、建築物や工作物の設置・改修、土地の形質変更、木竹の植栽・伐採などに当たっては、必要に応じて事前に発掘調査等の学術調査を行い、地上及び地下の遺跡の保存に努める。
- 国宝又は重要文化財に指定されている建築物及び工作物をはじめ、史跡等の本質的価値を構成するその他の歴史的な建築物及び工作物については、原則として現状維持的な保存管理に努める。  
また、それらの解体の過程で当初の意匠・構造が判明した場合には、復元することも視野に入れて最も適切な修理の方法について検討を行う。
- 境内地の樹木は、社寺の歴史的な建築物及び工作物と一体となった独自の景観を形成している重要な要素であり、厳密な保存管理が必要である。しかし、歴史的建造物や石垣などの構造物に対して悪影響を与えている場合には、適切な対応を行う必要がある。
- 大峰山寺境内・金峯山寺境内・吉水神社境内・吉野水分神社境内・金峯神社境内・玉置神社境内などでは、現在においても宗教活動が継続的に行われているため、関係社寺とも十分に調整を図りつつ、地上に遺され又は地下に埋蔵されている遺跡の適切な保存管理を行う。

## ハ 自然的名勝地

- 吉野山については、史跡及び名勝として歴史上・学術上の価値及び芸術上・観賞上の価値を維持するために、地域住民等の理解・協力を求めていく必要がある。また、吉野山のサクラについては、財団法人吉野山保勝会や関係諸機関との連携を図りつつ、保存管理に努めることとする。
- 特徴的な地形・地質の適切な保存を行うとともに、建築物又は工作物の新築・増築・改築に当たっては、規模・材質・色彩等に十分配慮するものとする。

## ニ 動植物種及び地質鉱物

- 大峯奥駈道の道沿いに存在する天然記念物は希少な原始林及び希有な植生・植物相であることから、適切な保存管理を行う。天然記念物の植生が動物の食害等により衰亡している場合には、防護柵を設置するなどの適切な対応策を実施する。

## B 構成資産の土地に含まれ、本質的価値を構成する諸要素と密接に関わる諸要素

### イ 交通関連遺跡

- トイレ・休憩所等の便益施設や広告看板・案内板・道標等の工作物については、史跡の本質的価値を損なうことがないように、規模・材質・色彩等について景観の調和に努める。
- 道沿いの樹木は道と一体となって独特の景観を形成しているが、繁茂して地上又は地下の遺構等の本質的価値に悪影響を与える場合には、伐採・除根を含めた適切な対応方法について検討する。
- 電柱・電線、上空を通過する高圧線及び通信ケーブルなど工作物の新設・改修等については、当面は場所・規模・色調など史跡等との調和に努めることとし、将来的に移設や撤去について検討することとする。

## ロ 社寺関連遺跡

- 社務所・寺務所・灯籠・手洗い場等は宗教行為や社寺の管理を円滑に行うために不可欠の施設であることから、史跡の本質的価値を損なうことがないように、規模・材質・色彩等について十分配慮する。

## ハ 自然的名勝地

- 吉野山に設置された木製階段や休憩所は快適かつ安全に通行するために必要な施設であることから、史跡及び名勝の本質的価値を損なうことがないように、規模・材質・色彩等について十分配慮する。

## ニ 動植物種及び地質鉱物

- 解説板や防護柵などの工作物については、天然記念物の本質的価値を損なわないように、規模・材質・色彩等について十分配慮する。

## (2) 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素

### A 自然的要素

- 沿道の森林の取扱いに関しては、これまで伐採・植栽・保育など林業としての営みの中で景観を形成してきたものが多いことから、今後とも関係法令に基づき適切な管理を行うこととする。

### B 人文的要素

- 構成資産には含まれないが、沿道に遺存する宿跡や靡などの造成地形や建造物及びそれらの地下遺構など史跡等の価値と密接に関わる諸要素については、学術的価値が判明した時点で史跡への追加指定を考慮する。
- 構成資産の周辺における道路やその関連施設の新設・増設・改修等の工事については、構成資産への影響を考慮して、関係法令に基づき適切に対応する。
- 構成資産の周辺においては、鉄塔・広告塔・看板その他の工作物の新設・増設・改修に当たり、関係法令に基づき適切に対応する。

## 4 史跡等の現状変更等の取扱方針及び基準

### (1) 現状変更等の考え方

本節においては、特定した構成要素ごとの保存管理の方法に従って、構成資産の土地（各史跡等の指定地）における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）の取扱いについて、「文化財保護法第125条第1項」、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号」（添付資料1参照）に基づき以下のとおり定める。

### A 現状変更

#### A-1 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、指定された史跡等を構成する諸要素の現状に対して、形態上又は質的に何らかの改変をもたらす全ての行為である。「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産である史跡等においては、主として以下の5つの現状変更の行為が想定できる。

- ① 建築物の新築・増築・改築・除却
- ② 工作物（道路・石垣・水路・鉄塔・防災設備・看板・説明板等）の設置・改修・除却

- ③ 土地の形質変更
- ④ 木竹の植栽・伐採
- ⑤ 指定地内における構成要素の復旧（修理）をはじめとする各種の整備事業

#### **A-2 保存に影響を及ぼす行為**

保存に影響を及ぼす行為とは、構成資産の土地の現状を物理的に改変するものではないが、何らかの形で保存に影響を及ぼすこととなる行為で、構成資産の土地である史跡等の指定地内のみならず指定地外における行為をも含むものである。このようなものについては、個々の事案ごとに関係法令等に基づいて検討し、具体的にその適否について判断するものとする。

### **B 許可又は同意を要しない現状変更**

#### **B-1 維持の措置**

「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条」に該当する行為は、現状変更等の許可申請を要しない。

#### **B-2 非常災害のために必要な応急措置**

現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合には、現状変更等の許可申請を要しない。

#### **B-3 保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微である場合**

見回り、清掃・除草、樹木の枝払い、堆積土砂・転落石の除去等の日常的な管理のための行為については、現状変更等の許可申請を要しない。ただし、個別の事案に際しては、管理のための行為に当たるか否かの判断が必要となる場合があるので、事前に管理団体である奈良県及び関係市町村との協議が必要である。

## **(2) 現状変更等の取扱い**

### **イ 交通関連遺跡**

塵・宿・祠・町石・道標・石仏など本質的価値を構成する諸要素の整備をはじめ、社寺の宗教行為の一環として行われるもので史跡の保存と活用に悪影響を与えないもの、公益上必要と認められるもの、学術研究を目的とする調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的として計画的に実施する整備、林業施業計画に基づいて実施する植栽又は伐採、構成資産の景観を阻害している工作物等の除却以外の現状変更等については許可しない。

### **ロ 社寺関連遺跡**

宗教行為の一環として行われるもので構成資産の保存と活用に悪影響を与えないものをはじめ、公益上必要と認められるもの、学術研究を目的とする調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的として計画的に実施する整備、林業施業計画に基づいて実施する植栽又は伐採、史跡の景観を阻害している工作物等の除却以外の現状変更等については許可しない。

## **ハ 自然的名勝地**

宗教行為の一環として行われるもので名勝の保存と活用に悪影響を与えないものをはじめ、公益上必要と認められるもの、学術研究を目的とする調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的として計画的に実施する整備、林業施業計画に基づいて実施する植栽又は伐採、名勝の景観を阻害している工作物等の除却以外の現状変更等については許可しない。

## 二 動植物種及び地質鉱物

学術調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的として計画的に実施する整備、防護柵の設置以外の現状変更等については許可しない。

## 5 管理及び復旧

### (1) 管理及び復旧の内容

#### A 管理のために行為

構成資産の土地を成す史跡等の管理には、保存行為と利用行為を含む。保存行為には、見回り・除草・清掃等の維持的措置、防火設備・消火装置等の防災施設の設置、標識・説明板・境界線・囲い等の保存施設の設置などの積極的措置をはじめ、応急的なものその他の小規模な復旧の措置を含む。利用行為とは、土地・建物の賃貸、宗教活動等を内容とする。なお、このうち防災施設の設置及び標識・説明板・境界線・囲い等の保存施設の設置については、土地の掘削又は史跡等の景観の改変を伴う行為でもあることから、現状変更等の行為として取り扱うことが適切である。

#### B 復旧行為

復旧行為は史跡等がき損し衰亡している場合に、これをき損し又は衰亡する前の状態に戻す措置をいう。ただし、実際には創建当時の形にまで戻す場合、史跡等の指定が行われた時点の状態にまで戻す場合等があつて、対象となる史跡等の内容・性格等によって異なる。

### (2) 管理及び復旧の主体

史跡等の管理及び復旧の主体は、原則として所有者及び管理団体とする。

## 6 構成資産の土地の周辺環境を構成する諸要素の法的取扱基準

構成資産の土地の周辺環境を構成する自然地形・森林景観等は、史跡等と一体となって文化的景観を構成する重要な要素となっている。これらの諸要素については、各町村が定める条例、森林法、自然公園法などにより適切な保護に努め、史跡等と一体的に周辺環境の保全を図ることとする。

なお、「史跡等指定地外の周辺環境にかかる関係法令」については、表6に示すとおりである。

表6 史跡等指定地外の周辺環境にかかる関係法令

構成資産名	法令名	地域地区
大峯奥駈道	自然公園法	特別保護地区 第1種特別地区 第2種特別地区 第3種特別地区
	森林法	保安林
	奈良県自然環境保全条例	自然環境保全地域特別地区
	吉野町歴史的景観保全条例	歴史的景観保全地区
	川上村大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例	歴史的景観保全地区
	大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観を保全するための黒滝村条例	歴史的景観保全地区
	十津川村熊野参詣道小辺路及び大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例	歴史的景観及び文化的景観保全地区
熊野参詣道 小辺路	自然公園法	第2種特別地域 第3種特別地域
	森林法	保安林
	野迫川村熊野古道小辺路の歴史的景観保全条例	歴史的景観保全地区
	十津川村熊野参詣道小辺路及び大峯奥駈道の歴史的景観及び文化的景観保全条例	歴史的景観及び文化的景観保全地区
大峰山寺境内	自然公園法	特別保護地区 第1種特別地区 第2種特別地区 第3種特別地区
	森林法	保安林
吉野山	自然公園法	特別地域
	森林法	地域森林計画民有林 保安林
	吉野町景観保全条例	歴史的景観保全地区

## 第Ⅳ章 整備・活用

### 1 沿革

「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成資産の整備活用に当たっては、道を主軸として関連資産群を一体的に捉え計画を策定することが望ましいことから、「奈良県歴史の道（大峯奥駈道・熊野参詣道小辺路）整備活用計画検討委員会」において、平成14年12月に「奈良県歴史の道（大峯奥駈道・熊野参詣道小辺路）整備活用計画」を作成した。

以下に記す世界遺産としての整備活用の目的、基本方針は、上記計画に示したものを踏まえたものである。

### 2 目的

#### （1）継承されてきた「歴史の道」等を保存し、世界に誇りうる財産として後世に継承すること

良好に継承されてきた「歴史の道」やこれと密接に関連する道標・石造物、社寺仏閣の建造物、茶屋跡等の遺跡、自然的な景観などは、地域の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な財産である。これらの道を着実に保存し、世界に誇りうる財産として後世に継承していくことが最も重要である。

#### （2）失われた「歴史の道」等を極力忠実に甦生し、保存・継承すること

道は「歩く」という動的な行為を通じて、人やものの交流の形を実際に体験学習できるという潜在的な特性を持っている。したがって、道の連続的なつながりを確保することにより、「歴史の道」に対する来訪者の理解を助け、その魅力を伝えることができるように、今日では既に失われてしまった道及びこれに密接に関連する道標・石造物、社寺仏閣等の建造物、茶屋跡等の遺跡、自然的な景観などを忠実に再生し、保存・継承を図ることが重要である。

#### （3）人々の豊かな暮らしに寄与し、豊かな地域づくりや地域の活性化に貢献すること

今日の各地域に継承されてきた地域性や地域らしさは、歴史の道とそこに密接に関わってきた先人の賜であり、地域の暮らす人々や地域外から訪れる人々にとって、精神的な豊かさを享受できる貴重な資源となっている。

このような貴重な財産・資源である道等の文化遺産を、今後の地域の発展に適切に活かしていくことは、個性豊かな地域づくりや、地域の人々と地域を訪れる人々との活発な相互交流へとつながるものと考えられる。

このことから、地域づくりや地域の活性化に資するように、「歴史の道」や周辺歴史的資源を有効かつ適正に活用していくことが重要である。

### 3 基本方針

#### （1）霊場への思いをはせる連続した軸線、歴史的雰囲気有する道空間の保存・復元

○道自体や道に付属する歴史的資源等をその状況に応じて適正にまとまりのあるかたちで保存・復元する。また、周辺環境を含めた総体的な保存・復元を図り、歴史的な雰囲気を有する道空間を形成する。

○生き続けてきた道を保存するとともに、失われた道についても視野に入れ、霊場へ

至る道としての全体性や連続性を人々が認識できる道の整備（道の復元等も含めた整備）を行う。

- 保存と復元に当たっては、発掘調査等の学術調査の結果を踏まえ、歴史的事実に基づき実施する。

## **（２）人々の生活とも密接に関連した道空間の創出**

○人々の生活とともに継承されてきた道であることを踏まえ、歴史上、学術上の価値の保存・継承を第一義としつつ、歩行の安全性と利便性との調整に十分配慮した整備を行う。

- 地域に密着し地域の発展に寄与するような、歴史環境と生活環境が調和した道空間を創出する。

## **（３）保存との調和を考慮した幅広い活用と活用促進のための整備**

○道は今日まで継承され、利用されていることから、そのような道の保存・活用状況を十分に踏まえ、保存との調和を考慮した活用を図る。

- 歴史の道が貴重な共有財産であることを多くの人々が理解し、適切で快適な利活用を促進するために、情報発信施設や休養・便益施設等の整備、適切な情報の提供を行う。

## **（４）既存施設の有効活用と地域が中心となっていく整備・活用方策の推進**

○歴史の道の活用にあたっては、既存施設を有効に活用し、相互の連携を図る。

- 歴史の道が地域の財産として適切に維持され、多くの人々に適切に利用されるためにも、地域が中心となっていく整備・活用方策を推進する。

## 第Ⅴ章 運営体制

### 1 関係機関の連携

保存管理の基本方針と方法を徹底し、整備活用の施策を円滑に進めていくため、以下に示すとおり、文化庁及び構成資産の所有者である社寺、史跡等の所有者又は管理団体である関係市町村並びに三重県・奈良県・和歌山県及び関係機関の間において、緊密な情報交換と連携が行えるよう体制を整備する。

### 2 保存管理体制の整備

#### (1) 三重県・奈良県・和歌山県による体制整備

2005年5月19日に、三重県・奈良県・和歌山県の3県による『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会』（以下、「三県協議会」という。）を設置し、関係地方公共団体間における適切な意思疎通と情報共有に努めることとした。今後とも三県協議会においては、少なくとも年1回以上の会議を開催し、遺産の保存管理状況について報告を行い、保存管理計画に定めた事項が徹底されるよう努めるとともに、保存管理に関する種々の問題が発生した場合には必要に応じて会議を開催するなど迅速かつ適切に対応できるよう運営する。

また、三県協議会の結果は文化庁に報告し、必要に応じて関係省庁の機関とも協議を行い、円滑な意思疎通と情報共有に当たることとする。

#### (2) 奈良県と関係市町村の体制整備

奈良県及び関係市町村で構成する連絡会議を開催し、構成資産の保存管理に関する情報交換及び意見調整を行う。奈良県は、市町村に対して構成資産の保存管理に必要な知識、技術等の伝達及び情報提供に努めるとともに、文化財担当の専門職員を配置するよう体制の整備を促す。

また、関係市町村は構成資産の性質、状況に応じて適切に保存管理し、奈良県に対して所有者又は管理団体として把握している情報を遅滞なく報告することに努める。

#### (3) 奈良県の関係部局の体制整備

奈良県においては、教育委員会及び関係各部局を構成員とする連絡会議を設置し、県内関係市町村との連絡会議と三県協議会の前後には開催することとし、構成資産の保存管理及び整備活用に関する情報交換及び意見調整を行う。

#### (4) 社寺との連携及び調整

吉野山には複数の社寺が存在するほか、大峯奥駈道を行場としている修験道関係者も存在することから、構成資産の適切な保存管理と整備活用を実施していく上で、社寺等の関係者との連携・意思疎通は極めて重要である。そのため、奈良県をはじめ関連市町村においては、史跡等の現状変更の取扱いをはじめ、重要文化財の復旧・修理、防災施設の設置等に事業、整備活用の諸事業を円滑に進めるために、日常的に社寺等の関係者との意見調整に努めることとする。

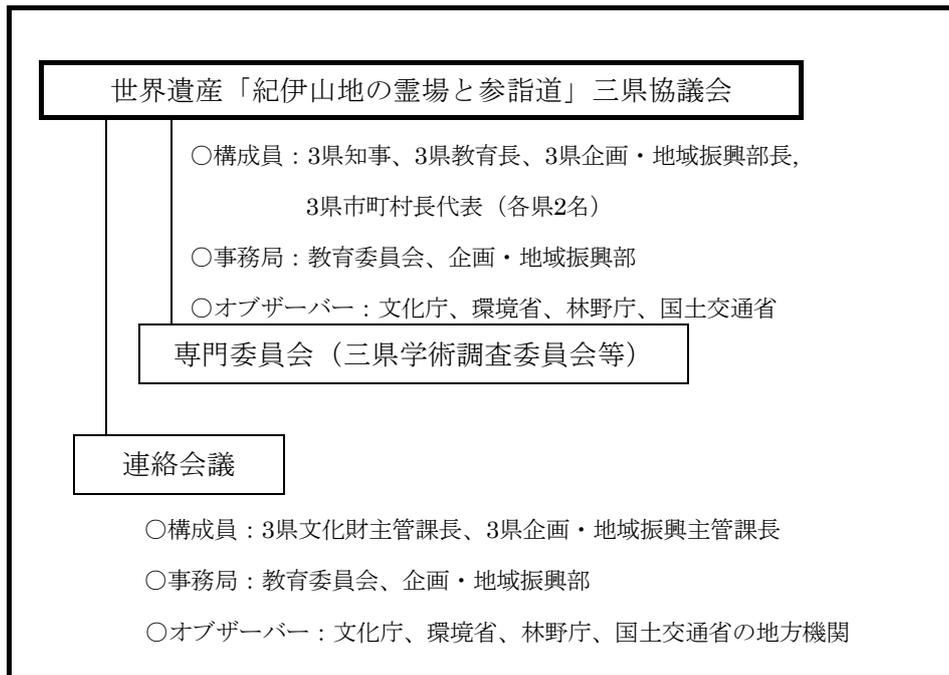


図3 「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理に係る組織・運営体制

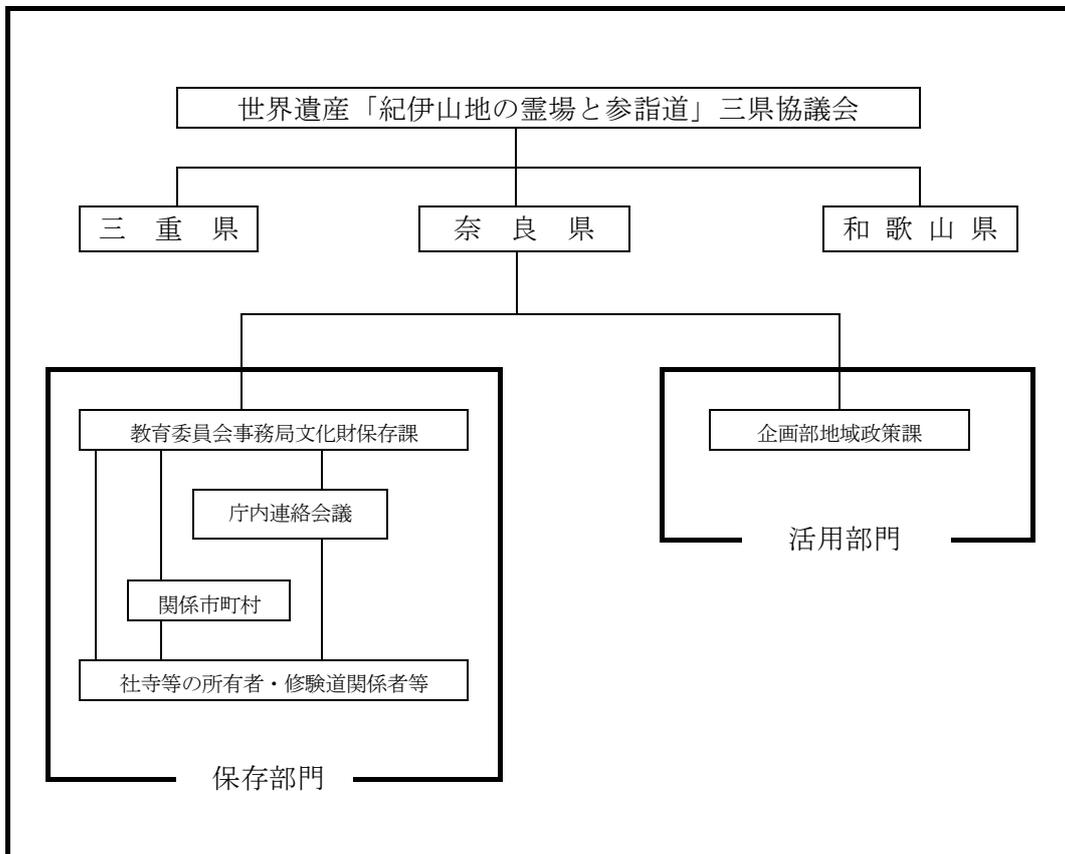


図4 「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存管理に係る組織・運営体制（奈良県）

## 第VI章 今後の課題

### 1 学術調査と追加指定の必要性

大峯奥駈道、熊野参詣道小辺路、大峰山寺境内については、必要に応じて学術調査を実施し、史跡としての価値をさらに解明していくことが必要である。

また吉野山に関しても、必要に応じて実態が解明されていない遺跡や特に景観が優れた箇所について学術調査を実施し、史跡及び名勝としての価値を確実に把握することが必要である。

今後、調査研究で明らかとなった遺跡については、周知の遺跡として遺跡地図に登載し、重要な遺跡等については史跡等への追加指定を行うことが必要である。

### 2 便益施設と自然的・文化的景観との調和

構成資産の土地（史跡等の指定地）に隣接して茶屋・宿坊・山小屋等の施設の営業が行われているほか、緊急避難にも使用される便益施設が各所に設けられており、峰入りに来訪した修験者や一般の登山客に利用されている。これらの便益施設については、今後とも構成資産とその沿道の自然的・文化的景観に調和した施設として維持していくことが必要である。

### 3 保護意識の啓発

構成資産を適切に保存管理していくためには、行政機関内のみならず、所有者である社寺・地元住民・来訪者等との連携・協力が不可欠であり、日頃から構成資産に対する保護意識を啓発していくことが必要である。

平成16年（2004）7月8日に開催された「世界遺産登録推進三県協議会」においては、3県の関係者により、世界遺産の保存・活用に対する意識が浸透するよう来訪者が遵守すべき「紀伊山地の参詣道ルール」（添付資料2）を制定した。今後とも、この「紀伊山地の参詣道ルール」を十分に周知し、浸透させていくとともに、関係者間での運営の在り方について協議を行う事のできる会議を設置する必要がある。

## 添付資料 1. 史跡等の指定地内における文化財保護法等に基づく 現状変更等の制限

### 1 文化財保護法

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関してその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。

3 (以下略)

(現状変更等の制限)

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部省令で定める。

3 (以下略)

### 2 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項但書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、左の各号の一に該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

### 3 文化財保護法施行令第5条第4項

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第1号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の固体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のため使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

#### 4 文化財保護法施行令第五条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について(平成12年4月28日庁保記第226号文化庁次長通知)

##### 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
  - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
  - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
  - ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
  - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
  - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
  - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
  - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
  - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
  - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
  - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

##### 個別事項

#### 1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

- ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から、3ヶ月を超える場合
  - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。
- 2 令第5条第4項第1号ロ関係
- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 3 令第5条第4項第1号ハ関係
- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
  - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③ 小規模な観測・測定機器
  - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行れる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 4 令第5条第4項第1号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

(1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 (以下略)

## 添付資料 2. 紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かちあえるよう、参詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

### 1 「人類の遺産」をみんなで守ります。

紀伊山地の自然や文化にふれ、学び、私たち共有の資産のすばらしさを、みんなの力で末永く後世へ伝えましょう。

### 2 いにしえからの祈りの心をたどります。

この道には、祈りを捧げてきた多くの足跡が刻まれています。今なお続く人々の心に思いを馳せながら歩きましょう。

### 3 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます。

出会った人と声をかけあい、また地域の人々とも交流を図りましょう。

### 4 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします。

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

### 5 計画と装備を万全に、ゆとりを持って歩きます。

道中は何が起こるかわかりません。中には険しい道もあるので、天候・体調・装備などを十分考えて、無理をせず歩きましょう。

### 6 道からはずれないようにします。

道をはずれることは危険であり、植生などを傷めることにもなります。むやみに周囲に踏み込まないようにしましょう。

### 7 火の用心をこころがけます。

タバコのポイ捨てなど、ちょっとした不注意から火災は起こります。火気の取り扱いには十分注意しましょう。

### 8 ゴミを持ち帰り、きれいな道にします。

地域の人たちが古くから守り続けた道です。ゴミを持ち帰り、来た時よりも美しい道にしましょう。

### 添付資料3. 史跡等の保存管理基準表

構成要素	交通関連遺跡	社寺関連遺跡	自然的名勝地	動植物種及び地質鉱物
指定の区分	史跡大峯奥駈道 史跡熊野参詣道	史跡名勝吉野山 史跡大峰山寺境内	史跡名勝吉野山	天然記念物オオヤマレンゲ自生地 天然記念物仏経岳原始林
保存管理の方針	原則として現状保存を図る。	関係社寺とも十分調整を図りつつ、原則として現状保存を図る。	関係機関と連携を図りつつ、原則として現状保存を図る。	原則として現状保存を図る。
現状変更の取扱	建築物の新築・増築・改築・除却	原則として許可しない。	原則として許可しない。	原則として許可しない。
	工作物の設置・改修・除却	*ただし、摩・宿・祠・町石・道標・石仏など本質的価値を構成する諸要素の整備をはじめ、社寺の宗教行為の一環として行われるもので構成資産の保存と活用に悪影響を与えないもの、公益上必要と認められるもの、学術研究を目的とする調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的とする計画的に実施する整備、構成資産の景観を阻害している工作物の除却については許可する。	*ただし、宗教行為の一環として行われるもので名勝地の保存と活用に悪影響を与えないもの、公益上必要と認められるもの、学術研究を目的とする調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的とする計画的に実施する整備、林業施業計画に基づいて実施する植栽又は伐採、名勝地の景観を阻害している工作物の除却については許可する。	*ただし、学術調査、自然崩壊に対する復旧、保存と活用を目的とする計画的に実施する整備、防護柵の設置については許可する。
	土地の形質変更			
	木竹の植栽・伐採			
	復旧・修理等の各種整備事業			
	発掘調査等の学術調査			
	周辺地域の環境保全	史跡等の周辺環境として、適切な景観の保全を図る。		